

## 平成27年第1回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

平成27年3月11日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 一般質問
- 第 4 報告第 1号 平成26年度定期監査報告（第3次）について
- 第 5 承認第 1号 専決処分の承認について  
「平成26年度羽幌町一般会計補正予算」（第12号）
- 第 6 議案第 1号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例
- 第 7 議案第 2号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例
- 第 8 議案第 3号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護  
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準  
等  
に関する条例
- 第 9 議案第 4号 羽幌町立保育所条例
- 第10 議案第 5号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 6号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の  
一部を改正する条例
- 第13 議案第 8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第 9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第16号 保育の実施に関する条例を廃止する条例
- 第19 議案第17号 羽幌町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止  
す

る条例

第20 議案第18号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期  
及

び方法について

第21 議案第19号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）  
第 2 2 議 案 第 2 0 号  
平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2  
号）

第23 議案第21号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2  
号）

第24 議案第22号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第25 議案第23号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第26 議案第24号 平成26年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）

第27 議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例

第28 議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例

第29 議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例

第30 議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算

第31 議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算

第32 議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算

第33 議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算

第34 議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算

第35 議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算

第36 議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算

第37 議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算

第38 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 村 田 定 人 君	8番 阿 部 和 也 君
9番 松 原 浩 一 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	江 良 貢 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	森 弘 子 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総 務 課 主 幹	丹 羽 浩 二 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
総務課課長	敦 賀 哲 也 君
総務課係長	熊 谷 裕 治 君
総務課係長	金 子 伸 二 君
総務課係長	三 浦 義 之 君
総務課係長	上 田 章 裕 君
総務課係長	葛 西 健 二 君
総務課係長	越 谷 弘 和 君
総務課係長	更 科 信 輔 君
町 民 課 長	水 上 常 男 君
町 民 課 主 幹	豊 島 明 彦 君
町 民 課 主 幹	飯 作 昌 巳 君
町 民 課 主 幹	杉 野 浩 君
環境衛生係長	熊 木 良 美 君
福祉課長	更 科 滋 子 君
福祉課長補佐	奥 山 洋 美 君
福祉課主幹	門 間 憲 一 君
福祉課係長	藤 井 延 佳 君
福祉課係長	金 丸 貴 典 君
福祉課係長	村 上 達 君
建設水道課長	安 宅 正 夫 君
建設水道課主幹	吉 田 吉 信 君
建設水道課主幹	石 川 隆 一 君

建設水道課主幹	笹 浪 満 君
建設水道課主幹	三 上 敏 文 君
建設水道課長	竹 内 雅 彦 君
建設水道課主幹	山 川 恵 生 君
建設水道課主幹	小笠原 聡 君
建設水道課主幹	鈴木 繁 君
建設水道課主幹	渡 辺 博 樹 君
建設水道課主幹	佐々木 慎 也 君
建設水道課主幹	木 村 康 治 君
建設水道課主幹	大 平 良 治 君
建設水道課主幹	蟻 戸 貴 之 君
建設水道課主幹	木 村 和 美 君
建設水道課主幹	高 橋 伸 君
建設水道課主幹	春日井 征 輝 君
建設水道課主幹	宮 崎 寧 大 君
建設水道課主幹	湊 正 子 君
建設水道課主幹	杉 澤 敏 隆 君
建設水道課主幹	永 原 裕 己 君
建設水道課主幹	大 西 将 樹 君
建設水道課主幹	今 村 裕 之 君
建設水道課主幹	井 上 顯 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤 岡 典 行 君
総務係長	清 水 聡 志 君
書記	逢 坂 信 吾 君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

7番 村田定人君 8番 阿部和也君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○議長（室田憲作君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問については、昨日の議事日程に記載して質疑を行いました。9名中6名の一般質問で延会となり、議事を終えることができなかつたため、本日の議事日程に再度上げて議案審議に先立って行うものです。発言は昨日に引き続き通告順に許します。

順序は次のとおりです。8番、阿部和也君、2番、金木直文君、4番、寺沢孝毅君、以上3名であります。

最初に、8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） これからの建設業と公共工事について質問します。

地域の建設業は、この町をつくる大きな役割を果たしています。しかし、厳しい状況が続く中、疲弊、衰退に追い込まれ、羽幌町にとって大きな損失となっています。これからの公共工事の発注は、地域経済の活性化と、地元企業の育成の観点が必要と考えられます。近年、自然災害が頻発しており、大手だけでなく、地元の建設業の役割が必要不可欠です。地元企業にマンパワーや一定水準の品質、資機材がなければ地域は守れません。また、公共施設の老朽化が進んでいくことが予想され、これらの施設建て替え工事等は地域の生活に密着したものであり、住民、業者、行政が一つになった地域に役立つ公共工事を考えていかなければなりません。地域、生活密着型、福祉型の公共工事は、地元建設業の仕事と雇用の創出につながり、地元建設業の再生と振興につながると考えられます。これらのことを踏まえまして、これからの建設業と公共工事の関係について、

以下の点について質問します。

- 1、少額で内容が軽易な小規模工事の発注先の選定方法について。
  - 2、今後行われる大規模な改築、補修工事における地元建設業の参入について。
- 以上です。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えいたします。

1点目の軽易な小規模工事の発注先の選定方法についてであります。各担当課では年度当初に予算計上されたさまざまな建設工事を発注する場合、法律に基づき競争入札や見積もり合わせによる随意契約により執行しております。その際、随意契約による業者の選定については、工事内容により建設業種の実績等を考慮し、できる範囲において町内事業者を選定しております。今後も町内事業者にできる建設工事については、町内事業者を選定し、執行してまいります。なお、随意契約によらない競争入札の場合には、競争入札制度の資格基準により建設業法の許可を受け、知事の経営事項審査を受けた建設業者を資格要件者として審査登録した事業者から選定をしております。また、競争入札時には地域要件として地理的に有利と認める一定地域で営業している事業者を選定しております。

2点目の大規模な改築、補修工事に係る地元建設業の参入についてであります。1点目と同様に発注する建設工事の内容によって、町内事業者で施工できるものは町内事業者を選定しており、建設工事の規模や工事内容によっては町外事業者を含めて公募も行っております。また、対象工事が1事業者で、適正かつ円滑な施工が困難な建設工事規模については、町内事業者を含め共同施工の体制による共同企業体を活用するなど、今後も町内事業者が参入できるよう考慮してまいります。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） それでは、何点か再度質問させていただきます。

私も業界の人間ですので、答弁いただきました内容については理解していますが、確認も含めて何点か質問させていただきます。

まずは、1点目の小規模工事の発注先の選定方法についてですが、競争入札については参加条件ありますし、その点に関しては私も理解しています。もう一つの見積もり合わせによる随意契約についてですが、まずは改めて確認したいのですが、現在随意契約の際は工事内容に近い業者を選定されていると思いますが、選定の際の建設業種の実績等を考慮しとありますが、実績の基準についての確認をさせていただきます。建設業許可取得し、町に指名願出している業者から選定しているのか、それとも過去に発注とかしていた建設業者許可取得していない、入札参加資格もない業者も含めての選定となっているのか、まずお聞きします。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） お答えいたします。

建設業者の指定になっていない事業者も選定しております。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） ということは、過去の実績、過去工事していた業者も含めてということだと思えます。過去の実績等も含めてということなので、広く受注の機会を与えていただいているのかなと思えます。しかし、過去の実績だけといいますと、当然以前指名願出して、入札等も参加していた業者に絞られるのかなとも思えます。そうしますと、やっぱり建設業許可取得しなければならないのですけれども、この建設業許可取得に際してはさまざまな条件クリアしなければなりません。そうした条件もありまして、会社から独立しても公共工事受注までにはどうしても時間もかかります。農業、漁業は後継者、担い手不足が問題となっておりますが、建設業界も後継者、担い手不足は深刻です。昨年、建設課の方ならご存じかと思われませんが、建設業界では大きな法改正ありまして、品確法、建設業法、入契法が法改正になりました。これら3つは担い手3法と言われています。担い手の育成、確保の点から考えても、もちろん建設業許可取得していなければできない工事、浄化槽改築、電気工事などありますけれども、建設業許可なくても施工できる、入札にならない極めて少額な工事について、新たに創業された方にも見積もり合わせ等に参加できるよう、もう少し制度を新たにつくるとか選定方法を見直すとかすべきと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課主幹、吉田吉信君。

○建設水道課主幹（吉田吉信君） お答えします。

過去に建設業の許可を持っていない業者さんも指名というか、簡易な工事、例えば水道工事でいうと水抜き栓交換工事だとか、そういうのは個人の業者さんもとりあえず順番に仕事を与えたり、あと見積もり合わせに参加してもらったりしているのが現状です。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） もちろんそれはわかっていますけれども、新たに独立して会社を起こしたというか、仕事始めたときになかなか受注の機会が与えられないという話もありますし、そういった部分どうなのかということをやっと聞きたいのですけれども。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 受注というか、金額的な問題もあると思うのですが、うちのほうは金額的な部分で全部入札ですとか随契に持っていくので、それに持っていくとうちのほうでどうこうということはちょっと難しいのではないかなと思うのですが。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） その辺は私も理解しています。10万超えたら見積もり合わせ、130万円以上になったら入札。ただ、本当の二、三十万の工事とか、そういったときに会社を独立して若い方とか、なかなか仕事を始めたというのが知られていない方も参

加したいのだけれども、参加できないという問題あるので、そういった部分、今後広く受注してもらうように過去の実績だけではなく新たにやった部分、始めた方にも与えてもらえるような何か考えてもらえませんかということです。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 新たに事業を起こした方、若い方もおられます。そういう方にも金額的に問題なければご案内もしています。ただ、それに参加してこないということもございます。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） わかりました。若くして会社から独立している業者さん等頑張っていますので、ひとしく発注していただければなと思っています。

それでは、続きまして2点目の大規模な改築、補修工事についてお聞きします。今後大規模な改築工事についてはRC造、S造多くなると思われますが、そうした場合はやはり羽幌町ですとJV組んで工事を行うでしょうけれども、この辺元請に関しては比較的地元業者参入できていますけれども、下請まで回ってこない問題があります。こうした問題に対して町民の間でも話題になっていますし、今後このような問題解決についてどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 共同企業体に活用する場合につきましては、うちの発注者として対象工事が共同施工の体制を経済的に維持できる工事規模を受注者に対して、例えば適正な技術の配置ですとか合理的な基準の下、運営できるような流れで発注をするということで、要するに元請みたいな部分については十分お願いはしているところではあります。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） もちろん工法によっては技術的にも地元業者で施工できない場合もありますけれども、しかし地元業者でも施工可能でありながら町外の業者が行った工事でも今まであったとも思います。元請が下請を選定する場合は元請の判断のもとでやる場所ですが、元請との入札契約の際に地元業者が工事にかかわれるようなしっかりとした条件等をつけるべきと思いますが、その辺町長、いかが思われますか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご指名をいただきましたので、答えさせていただきます。

そういったことにつきましては、今後入札等の機会に私も経験がないので勉強させていただいて、議員おっしゃるような方向にならないか検討させて考えていきたいと思えます。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） ぜひ地元業者もそういうの参入したいですし、こうした問題は以前からも議会の場でも議論されてきたと思います。地元業者で施工できる施設建てた



にもかかわらず、結局は地元業者が参入できなかった、そういった問題は建設業のみならず地元の金物屋さんなり建材店なりに関係してくると思います。そうした面からして、こうした工事と地域経済の活性化の係性をどのように行政側は思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 地元の業者さん方にそういういろんな資材も含めてですけれども、お願いはうちからはできるような部分ではないです。設計上お願いするだけであって、こうしてくださいということまでは言えない部分です。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） そういったのではなくて、地元がかかわることの大切さというのを地域経済の活性化とどうつながっているのか、どのように思っているのかお聞きしたいという部分です。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは当然大きくかかわってくると思いますので、できる限りのことは勉強してやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） わかりました。先ほど担い手3法と言いました。入契法について私話をしましたけれども、今まで羽幌町では一括発注方式が多かったのかなと思います。ですが、発注プロセスの透明化、工事コストの縮減を図るため、分離分割発注の導入をしている自治体もふえてきています。

そこで、質問ですが、これまでの一括発注方式多かった背景と今後地元業者もかかわりやすくなる分離分割発注を導入するなどというお考えあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 一括発注もしておりますし、分割もしております。

○議長（室田憲作君） 8番、阿部和也君。

○8番（阿部和也君） 済みませんでした。私の勉強不足でした。

今回こうした質問させていただきましたが、これ最後の質問にします。町が繁栄し、そこについてくるのが建設業と考えています。地方創生、産業振興、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。もちろん今後行われる公共工事に地元業者が100%参入できるのが理想ですが、地域の住民生活に密着した公共施設建てるのが大切だと思います。今年から羽幌小学校の改築工事が始まります。RC構造ですので、対応年数は50年になります。その間、多くの子供たちが校舎で学んでいきます。その校舎の建て替え工事に子供たちのお父さんであったりお兄ちゃんであったり、またおじいちゃんなどが工事にかかわる、住民に愛着を持ってもらえる工事を発注していただけるよう期待しまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（室田憲作君） 答弁はいいですか。

○8番（阿部和也君） あればいただきます。なければいいです。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 十分に私も検討を重ねて、議員せつかくいただいたご指摘に対処してまいりたいと思います。また、小学校もたくさん子供が入るように、たくさん結婚されて、たくさん子供をつくっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（室田憲作君） これで8番、阿部和也君の一般質問を終わります。

次に、2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、私は産業廃棄物埋め立て処分場の計画について伺いたいと思います。

平成23年9月、北海道による立入調査が行われて明らかとなった産業廃棄物埋め立て処理場の計画高超過投入問題は、先般の文教厚生常任委員会において埋め立て計画の変更が示されました。それによると、新たな処分場を建設し、そこへ超過分を移設すること、その間新たな廃棄物も受け入れるものの、移設処理に要する5年間をもって処分場を廃止するという内容でした。当初の計画では、産業振興上重要な施設でもあり、町民利益にもつながるとして10年間運用するとしていたのが、変更後の計画では5年間に半減されています。また、概算事業費も5億2,700万円と多額になり、しかも国からの交付金等が一切なく、全額町単独予算から支出するとなれば、なぜこんなことになったのかという疑問の声が聞こえてきます。今後この事業を進めていく上では、問題の発生原因、責任の所在、今後の計画や予算の使い方などについて、町民の理解が欠かせないと考えますが、町長の見解を求めるものであります。

以上です。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

羽幌産業廃棄物埋め立て処理場運営委員会が管理している産業廃棄物埋め立て処分場は、処理量が計画高を超えて投入しているとして北海道より改善指導を受けているところであり、その解決策として新たな処分場を建設し、超過分を移設する計画を進めております。新しい処分場の建設計画は、平成27年度事業計画書作成、平成28年度建設工事に着手し、平成29年度からの供用開始を予定しております。概算事業費は、今年度の実施設計業務、測量、地質、生活環境影響調査と平成27年度予定しております事業計画作成業務で4,300万円、建設工事に3億4,500万円、超過分の移設費用6,300万円、旧処分場と新たな処分場の閉鎖に伴う費用として7,600万円、合わせて5億2,700万円となっております。新たな埋め立て処分場の管理運営組織として、羽幌産廃処理協同組合が設立されたところであり、同組合が今後の受け入れ量や運営に係る収支を試算した結果、廃棄物は減少傾向となり、厳しい運営となることが予想され

るとして、当初予定しておりました利用期間の10年を超過分の移設に要する期間の5年に合わせて、その間に発生する廃棄物を受け入れるものとしたところであります。なお、受け入れ終了後は、最終覆土、植栽後の水質モニタリング、発生ガス分析等検査を3年間実施し、最終的な廃止となるものであります。超過分の処理については、羽幌産業廃棄物埋め立て処理場運営委員会の管理上の問題もあるものの、羽幌町は運営委員会の構成員でもあり、底地は町有地であることから町の責任として処理するものと考え、新たな産業廃棄物の受け入れについては排出した事業者みずからの責任において処理することとされておりますことから、施設の管理運営については組合で担っていただくものと考えております。

また、施設の建設は民設民営との計画でありましたが、起債の借り入れなどから公設としたものであります。なお、財政計画などについては、建設費が確定する実施設計業務終了後に策定してまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきます。

この問題は、平成23年の秋口だったと思いますが、産廃物の受け入れが停止されて以降、所管担当する文教厚生常任委員会でもたしかこれまで7回ほどだったと思いますが、この問題で審議を重ねてまいりました。この問題が発覚し、どう対処していくのかという協議の経過の内容等についてはその時々担当課から説明を受けておりますから、一応は理解をしているつもりではありますけれども、いま一つはっきりしないのが、なぜこのような問題が発生したのかと問題発生の原因、それから責任の所在、こういった点についてまだいま一つはっきりとした説明なりがない、そういう認識がないのかなという印象があります。このままでは全町的な理解がないまま予算づけになってしまう危惧を感じているところです。産廃処分場は、第三セクターではありませんが、利用者らでつくる運営委員会で管理されてきている施設であって、民間が行ってきた事業について、何かその最後の後始末をまた町の予算を使ってするのかといった構図になってまいります。まさにハートタウンの町有化問題と共通した下地があるのではないかなという印象を私は受けております。ですから、このようなやはりきちんとした原因なり責任なり、そういったことをきちんとはっきりさせて、しかるべきときに町民に明らかにしていくということが私は必要ではないのかというふうに思いました。それで、今回この一般質問に取り上げさせていただきましたけれども、そもそも町がこの超過状態にあるという認識に至った時点、どういう経過で超過状態にあるということを知ったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 超過状態にあるということを知ったということですがけれど

も、平成23年の9月に北海道のほうから立入検査がありまして、その時点で現有施設の産廃施設が超過しているのではないかと指摘がありました。その時点で町のほうに運営委員会のほうから報告がありまして、町と一緒に現場を見たというところでもあります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） こういう場ですから、いろいろこれまでの委員会等々でも実は以前からそういった指摘もされてきていたのだというようなニュアンスの発言もあったのではないかとということがありますけれども、直接この運営委員会にかかわっている方にも聞いたところでは以前から振興局側からも指摘を受けていた。ただ、正式な決定というか、これが公になったのが23年の9月時点だったということではなかったのかと。内々には、もしかしたらオーバーしているのではないかとということも薄々は感じていたのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） その辺については、私は承知しておりません。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、直接振興局、道から町側へ指摘があったのはあくまでも23年9月だということで、あくまでそういうことで押さえていくということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 23年の9月の段階で振興局のほうからお話がありまして、その時点で超過しているということを町のほうがわかったということでもあります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それで、昨年7月の委員会に出された資料の中で受け入れた廃棄物の埋め立て量の実績が表になって示されています。この表では平成10年から平成22年までの13年間、その年度ごとに年間何立米の廃棄物が持ち込まれたのかというのが年度ごとに数字が出ています。この13年間に2万2,778立米というふうに表示されています。22年、その翌年の23年に受け入れ停止ですから、受け入れが停止される直前の13年間に2万二千何がしということは、もう既に停止する前、13年以前から今回5万立米の超過分と言われていきますから、そのうちのもう既に13年も以前に2万2,000立米が超過していた状況であったと。この処分場の供用開始は平成5年だと思います。そういう資料になっています。平成5年からこの資料で示された平成10年の5年間の間に受け入れ計画高5万立米も既にもう超えて、その5万立米以上、2万二、三千立米がこの5年間のうちに捨てられていた、廃棄されていたという、そういう数字上の計算になるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 埋め立てについては、覆土も含んでの量になるかと思うの

ですが、平成4年から平成22年の間に埋め立てられた量が約3万4,000立米というふう聞いております。実際その余っているというのですか、当初の平成4年に許可を受けたときの容量が5万2,864立米ということで許可を受けております。埋め立て量を差っ引きしますと、約1万8,800立米がまだ余裕があったというふう聞いております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 今数字がいっぱい出ましたので、ちょっと整理がつきませんが、つまり平成4年、5年の時点でさらに1万8,000立米ぐらいの余裕があったということですね。そうすると、去年示された表でいけばもう既に2万2,700という数字が出ていますから、ではその計画高の5万立米を超えたのは大体いつ、何年ごろの時点だったのかというふうにお聞きしたいと思います。計算上でよろしいですが、その辺伺いたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 運営委員会の試算のほうでは、試算というか、計算上はまだ超えていないと、23年の9月段階でもまだ約1万8,800立米ほど余裕があるという見込みで受け入れしていたということでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、運営委員会のほうではまだ余裕があるという計算で測量してみたわけですね。去年、おとしですか。そしたら、もう既に5万立米を超えて、さらにその倍である全部で10万立米以上のものもあったと。では、その計算の仕方、運営委員会が押さえていた数字というのはどのような押さえ方だったのか、非常に疑問があるといいますか、甚だちょっと信頼できないというところなのですが、そうなりますと当然道の立ち会った測量ですから、もう道の言ってきた数字を信用せざるを得ないということなのだろうと思いますが、町は町側、運営委員会側からも当然主張なりはしたと思いますが、その辺のいきさつといいますか、詳しくはあれですけれども、道側の言い分をのまざるを得なくなったという、そういった状況のところを説明いただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 今言ったように測量については振興局の指導のもと、平成24年の8月に第3築堤を設けまして、業者を入れまして実際の測量を行っております。その測量については、当然先ほども金木議員おっしゃっていたように道の振興局の立ち会いのもと、5万立米の超過ということで決定されております。その決定のいきさつなのですけれども、5万立米、そういうことで決定されております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういう今の説明を受けますと、今回この計画を出して5億円以上の事業を行うに当たっては非常にまだ疑問というか、すんなりと受け入れがたいも

のを感じます。道側が言ってきた数字からすれば、恐らく平成5年の供用開始以降何年もしないうちに計画高の5万立米を超えていなければ実際の測量で超過分5万というのはならないと思うのです。ですから、もっと早い時点できちんと測量し直すなり、そういったことが必要だったということは指摘されてしかるべきかと思います。改めてこういった今回の事態に陥った責任の所在ということについて、私はその点を聞いたつもりですが、一応運営上は運営委員会があるけれども、町も運営委員会の構成員でもあって、底地、土地は町所有地であるから町も責任があるのだということですが、もうちょっとこの計画高を超えたということについての責任についてどうお考えなのか。駒井町長も町長になられて間もない時点で、以前は一議員としてこの問題の審議にかかわってこられた方ですけども、非常に申しわけないところもありますけれども、その辺のこの件についての責任の所在について率直なところお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） では、ご答弁申し上げます。

今金木議員からいただいた言葉とおりでございまして、私も何とか簡単な言葉で言うて逃げれるのかなというような気持ちも持ちましたけれども、現実的に所在をはっきりすることが難しいということもありまして、新しい産廃の組合もその費用を組合で負担するだけの余力がないというお話と、それから運営するに当たってもさらに出費がふえると各構成員である会社の撤退もあり得て、構成会員が減るとような状況もありまして、それで協議した結果、10年を5年という形に変わったわけでございます。金木議員ご指摘の経過の中で誰が責任があるのかということについてはちょっと私もわかりかねますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ここで責任の所在という、そういうふうな聞き方をしましたけれども、どこの誰に責任あるから、そこで負担せよということを私は言いたいわけではなくて、こういった問題は非常にもう自慢できる事業ではないですよ。本当に後始末を何とかしなければいけない、もう苦渋の選択の事業なのだろうと思います。ですから、こういったことはもう二度と起こらないようにするためにも、今検証という言葉がはやっていますけれども、国会のほうでも検証、検証という言葉はよく出てきますけれども、やはりこういった負の事業、負の遺産のような事業についてはやはりその問題点を明らかにして、そして町民の中にきちんと説明も果たして、そして理解をしていただいた上で進めるということがやっぱり必要ではないかと思います。この点については、また後で触れたいと思いますが、次年度、27年度は計画で、実際の建設工事は翌年といいますが、28年度の工事になります。工事ですと、また3億幾らという工事予算がかかるわけですけども、移設費用に、超過分の5万立米を移設するのに6,300万円という数字も出ています。これは、5万立米を移設するのは、実際携わるのは新たに立ち上げた産廃処理協同組合のほうだと思いますが、その組合としてもこういった事態を出し

てしまったという責任も当然あるわけですから、この移設費用の6, 300万円も組合として努力した結果の金額なのかどうか、もしもうちょっと詳しくわかれば人件費や重機車両代や燃料費など、その内訳、どんな内訳で6, 300万円となったのか、その辺の説明をいただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 6, 300万の内訳としては、あくまでも概算なので、正式な数字ではございません。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 6, 300万円という私も金額をぼんと出されても、これが妥当な金額なのかどうか見当が付きません。単純に5万立米ですから、6, 300万円を5万立米で割り返せば1立米当たり1, 260円でしょうか。これも高いのか安いのか、はっきり言ってわかりません。実際移すとすればダンプカー、8トンダンプなり10トンダンプなりに積んで、新しい場所に行ってあけて、そこを重機でならしてという作業になるのだろうと推測はされます。ですから、そういったことでその作業の状況から見て、やはり協同組合のほうから出された数字をそのまま丸のみということではなくて、ぜひ皆さんも協力してくださいと、努力してくださいとした上での数字にしていきたい。ただ、概算だから説明はこれ以上できないということではなくて、ぜひその辺も慎重にやっていただきたいというお願いをしたいと思います。

この移設にかかわる5年間をもって運営を廃止するというところでありますと、5年後以降はこの中部3町村、羽幌、苫前、初山別地域には産廃処分場がなくなるわけです。場所によっては、この地域には必要だからといって自治体がつくり、自治体が運営しているところもあると思います。ただ、5年以上運営していつかは赤字になるからという十分な収入が見込めないからという理由ではありますけれども、その辺も例えば受け入れの費用、週に1日、2日というふうに限定するなりして、経費の節減といいますか、運用の仕方などいろいろ工夫しながら、丸5年間ですぐ打ち切りということではなくて、十分に検討する必要もあるのではないかという気がします。場合によっては5年目以降は町が運営を引き受けてといいますか、町が一応管理をして、どこかの業者に委託をするという方法も考えられなくもないのかなと思います。ですから、そういった方法なども今の時点で5年間でもう絶対終わりですよということをすばっと断ち切らず、もう一年、27年度1年間計画なわけですから、場合によってはさらに延長をする余地も残した上での事業というふうには切り替えられないのかどうか、その辺の可能性をお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 金木議員のご指摘のとおりでありまして、私も先ほどの移設費用等につきまして担当課には厳しく業者の、赤字出すわけにはまいりませんが、そういった観点で折衝するようにというお話を、それで5年という線が出たわけで

ございます。今おっしゃるように、これからもいろんな事業の中で産業廃棄物は出ると思いますが、当初の設計、届け出等の段階でその辺を5年にするか10年にするかという、最初に明記しなければならないものですから、10年までは必要ないというご意見を先ほどお話ししたかと思えますけれども、そういった形で5年という年限に区切らせていただいたところでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、5年以上の可能性は非常に薄いと、ほとんどないといえますか、届け出時点で明記するということでもありますけれども、もしも地元以外の業者から参入したいと、せつかく5億円も使ってつくるのであれば、その後ももうちょっとうちのほうで引き受けるから任せてくれないかというようなところが業者がもしあった場合にはどう対処されるのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その点につきましても私も尋ねた経緯がありまして、せつかくつくったものですから、例えば余裕がある場合にはさらに何年も使えるのかと、そういう形で業者に任せるとか、そういう方法はどうかと言ったら、延長は1年か2年は認められる、余裕があればというような話で、それ以上勝手に延長するとか、そういうことはできないようなので、こういう結果を見たところでございます。違っていれば補足してもらいますが、そんなのでよろしく願います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかりました。こういう事業ですし、無理強いしてはまたさらに行政指導とか来てはたまりませんから、その辺はわかりました。

それでもやはりこの問題は、先ほどいつの時点で5万立米を超えたのかということも何かはっきりとした答弁がいただけませんでした。それで、この事業は町民にとっては歓迎すべき喜ばしい事業とは言えない、先ほども申し上げました。5億円強という100%の町予算を使うこととなったことに対するやはり町民に向けた説明責任であるとか反省の弁とか、反省すべきことではないとおっしゃるのかどうか、その辺もわかりません。でも、これだけ町民に迷惑をかけるということだと私は思いますので、その点も含めて町民に向けた説明、反省の声などを町側から何か聞かれないのか、そういう発言なり答弁なり必要はないのかと思えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） その部分は、私議員時代からお話ししておりましたとおり、町に対する監督責任といえますか、そういうものは十分に私自身は今感じております。そういう中で、町民の方には大変申しわけない、出費をするということで改めて身を引き締める気持ちでおります。なお、そのことについては先ほど議員からもご指摘ありましたように、今後にそういったことがないようなそういう行政運営をしていく覚悟であることを職員には伝えておりますので、町民の皆様にもご理解をいただきたいと思っております。



ところでございます。大変申しわけなかったと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかりました。それで、しつこいようですけれども、この件を教訓とすべき事例だということで、例えばこの総括なり検証なりということで何か文言等にまとめるというような作業までは考えていないのかどうか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 文言で文章に残すということはどのようなことをいうのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） いわゆる検証といいますか、どうしてこういった事態に陥ったのかということを中心に、こういう場での口頭だけで済ませるのではなくて、文書として残して、後々10年後、20年後の町政に携わる町職員であったり我々議員だったりもきちんと前はこんなことがあったと、もう二度とこういうことはならないぞというような、そういうものを残すような考えはないのかどうかということです。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのことにつきましては、現時点では考えておりません。先ほど申しましたとおり、責任の所在についてはちょっと不透明でなかなかわからない部分が多いので。よろしくをお願いします。

○議長（室田憲作君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私からは、羽幌町における1次産品の6次産業化について一般質問いたします。

当町には、米、グリーンアスパラ、甘エビ、ウニなど、誇れる農産物や水産物があります。これらのほとんどが加工されないまま都市部の市場や加工場などに流れています。原材料に付加価値を生み出す食品製造業や加工業、流通業、外食産業の多くが都市部にあり、それらの企業が拡大する食料品需要により利益を得ています。一方で、生産者の所得、生産地の産業は停滞し、地方衰退の大きな原因になっています。こうした中、6次産業化の取り組みが地域の活性化につながると期待されています。6次産業化とは、地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、

みずから連携して加工、流通や販売に取り組む経営の多角化を進めることで、農山漁村の雇用確保や所得の向上を目指すことをいいます。これにより若者の定住、さらには都市部などから現役世代を我が町に呼び込む効果も期待できます。町長は、昨年の選挙で6次産業化を公約としましたが、私も同じ考え方を持っています。今国の地方創生の流れが明確になる中、関係機関と早急に協議し、計画を具現化するべきと考えます。このことについて、以下の質問をいたします。

1、当町の6次産業化をどのように捉え、進めていこうとしているのか。

2、どのような効果を目指しているのか。

3、町が主体となり食品加工場などを設置し、雇用創出などを条件に民間企業や団体等に貸与する手法などを検討すべきではないか。

4、雇用の場をつくり、Iターン、Uターン者を誘致するためには住宅が必要となる。現役世代が入居しやすい住宅は町内に十分とは言えない。そこで、民間企業のアパート建設に町が支援する仕組み等を整えるべきではないか。

以上であります。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員のご質問にお答えいたします。

1点目の6次産業化の捉え方及び進め方についてであります。6次産業化については、1次産業の農林漁業者が2次、3次産業者と連携した中で地場産品に付加価値をつけて消費者へつなげた結果、その収益や雇用の創出を農山漁村地域にもたらし、活力ある地域社会の構築を図ることができる取り組みと考えております。今後国の施策である総合化事業計画認定制度の推進や各種補助事業の活用など、農林漁業者への情報提供や関係機関との協議を行い、地域の状況を踏まえた中で6次産業化への支援の手法について検討してまいります。

2点目の効果の目標についてであります。当町では既に知名度のある甘エビやグリーンアスパラなどの1次産品はありますが、これら以外の地場産品についても、加工などによる新商品開発や高付加価値化、販路拡大に伴う商品のブランド化などを行うことで、収益や雇用につながる可能性が広がります。既に知名度のある1次産品につきましても、よりその効果があらわれるものと考えます。6次産業化を推進することで、先ほども申しましたような活力ある地域社会の構築を図ることができると考えており、2次、3次産業とともに発展することを目標としております。

3点目の食品加工場などの設置についてであります。現在町において具体的に加工場等を設置し、事業を展開する計画は持っておりません。ただ、議員ご指摘のような事業モデルについては、焼尻めん羊の加工等を検討した経過はありますが、その段階においては実現は難しいとのことで断念しております。今後については、焼尻の羊肉のみではなく、広く水産物やその他の生鮮品などを視野に入れ、新しい冷凍技術を取り入れた加工施設について検討してまいります。

4点目の民間企業のアパート建設に対する支援についてであります。Iターン、Uターン者等の町内への移住や定住を目的に創設した空き家バンク制度の積極的な活用を促すほか、他の先進的な自治体の支援策を参考にするとともに、公営住宅解体跡地の遊休地を活用するなど民間企業等のアパート建設や町内の住宅需要につながるための施策、支援策について検討してまいります。

以上、寺沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私が今回この質問をした背景を先にちょっと述べさせていただきたいと思いますが、我が町は皆様ご承知のとおり人口の減少が進んできております。特に現役世代の人口の流出、それに伴う高齢化、そして企業の減少、経済活動の低下、その先にはこの町の存続すら懸念されるような事態が待っているのではないかと、というような思いを以前から私は持っておりまして、ですから地方創生と国が声高らかに言うておりますけれども、その声を聞くまでもなく、そういう実態というのは皆さん実感しておられたのではないかと思います。これまでも雇用の確保、それから1次産業の産品を活用した観光との連携とかさまざまなことをこの場で議論してまいりました。

それから、もう一つは、常にそういう我が町の問題に対して、町長はもとより、役場の職員の方々が問題意識を持って政策の起案、立案、つまり政策形成能力もしっかりと身につけなければいけないのではないかと、そういう議論もこの議場でしてまいりました。ですから、今地方創生という言葉、国から出てきたこのときがチャンスとばかりに、既に行政側で持たれている政策がどこかに当てはまらないかという動きがここから始まらなければいけないと私は思っています。さあ、これから何を、ではこの町はやらなければならないかでは遅いというふうに私は思っているのです。そういう観点から質問をしたわけなのですけれども、それを踏まえてこれから順次質問しますけれども、まず6次産業化という言葉はよくはやり言葉のように扱われてきましたが、具体的にはどのようなことを指すのか。私が質問の中で触れた6次産業化について、それから町長が答弁の中で答えられた6次産業化について、微妙に違うような気もするのです。それはどこかといいますと、もうちょっと具体的に言うと6次産業化というのはそもそも1次産業に携わる生産者、あるいは農家の人であったり漁師の人であったり、そういう人がみずから加工、そして販売まで手がけると。それによって、これまで原材料として売っていただけのお金ではなく、付加価値をつけて上乘せした収入を得ることができるところから始まったのではないかと思うのです。しかし、町長の答弁では1次産業の方が2次産業、3次産業の人と連携してともに収益を図っていく、雇用を生んでいくというニュアンスなのですけれども、そこをまずきちっと共通認識を持たなければ議論がかみ合わないと思いますので、どちらのほうをこの町にとって適当な6次産業化だと思われるのか、まず町長に確認したいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 寺沢議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、私ここで答弁申し上げたのは、水産加工においては加工業者もいらっしゃることですから、そういった観点からまるっきり排除するというような考え方ではうまくないと思って、こういう形になりました。

以上です。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） そもそも私も現在この町で加工業をやられている方、あるいはそういったものを扱って販売している方、こういった方々とともに売り上げを伸ばす、雇用を生む、それが生産者にも還元されて、今までよりも高い原価で原料を提供できるようになればいいなという思いはあります。当町にとっては、そういうスタイルが理想的なのかなというふうに自分は考えるのですけれども、それで町長の考えと同じということではよろしいですか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今答弁したとおりでございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） それでは、次にお伺いしたいのは、町長は選挙戦のときから6次産業化を進めるのだというようなことを公約という形で一生懸命述べて、そして当選されました。その信条というか、もっと具体的にどのようにお考えになってそういうことを述べられたのかということについてお聞きをしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） どういうふうに考えたかとお聞きでございますので、それは答弁の中で申し上げましたとおり1次産業を活性化したいということが根本でございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 公約で言われたことを1次産業活性化したいということだという一言で説明するというのは余りにも薄っぺらで、それでは町民の方々をちょっとがっかりさせるような説明にしかならないと思うのです。もう少し具体的にこういう部分をこうして活性化したいということがおありだったのではないですか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 具体的なものはございません。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 町長、議会答弁で具体的なことはありませんと断言してしまっただけでよろしいのですか。少なくとも町民の方々にそれを自分は当選したら進めるのだと言われて、そして今そこにお座りになっている。だけれども、具体的なものはありませんで余りにも、言葉は悪いかもしれないけれども、お粗末なご答弁ではないかなというふうに私は思います。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご答弁いたします。

私は、選挙中に申し上げましたことは、きのうも誰かちょっと忘れましたが、島においては島の議員さん、島の島民の方から当然ですけれども、また農業、漁業についてもその漁業者が何を必要としているのか、そのことをやっぱり一番知っている組合を通じて、そういった中で1次産業の振興を進めてまいりますということを訴えてきたわけでごさいますし、私はその当時これをやるとかあれをやるとかと言ったことはございませぬし、また逆にそういった自分の勝手な判断でその業界を混乱させるようなことをしたくないというのも私の気持ちでございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 駒井町長のお考えはわかりました。

次に進みたいと思っておりますけれども、答弁書に6次産業化への支援の手法について検討していきたいというふうにあります、これももう少し具体的にどのような検討をされているのかという部分についてご答弁いただきたいと思っております。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） お答えいたします。

先ほど町長のほうの答弁からもあったのですけれども、産業課といいますか、町として例えば農業、漁業、それぞれの団体ですとか関係者の方にいろいろな場面で我々の考え得る範囲で打診といいますか、そういうようなアプローチ等をしておりますけれども、なかなか今までちょっとマッチングしたようなものがなかったというようなことが実情にあります。ただ、そのような話の中で、当然問題点ですとか、どういうものが克服されれば今後つながるのかというような部分も明らかになっていきますし、そのような対応の中で今後も手法として今後の推進する手法として捉えて進んでいきたいというようなことで現状進めております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 聞く限りにおいては、本当に検討している段階で具体的なものはまだ何も見えていないのかなという感じに受け取れるのですけれども、今後の6次産業化への進め方という部分にもかかわるので、それもちょっと触れますけれども、関係者からは、先ほど町長いろいろ公約でそういうことを6次産業化力入れますよとおっしゃっていた割には具体的なものがなかなかわからないので、どういうことを町長が6次産業化として考えているのかわからないという、もうちょっとちゃん聞きたいという声があるのです、例えば1次産業の当事者から。それで、町長はいろんな方と協議をしながら進めていくという答弁もありますけれども、これまで協議はされましたか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現実的には、私のほうから伺ったことはございませぬ。ただ、6次化産業の話では道銀さんの仲介で漁協の組合長から直接取り組んでいるお話を聞いて

たことはございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 道銀さんの仲介でというのは新聞にも載っていたような気がしますし、私も道銀さんのおつき合いの中でいろいろアドバイスを受けているのですが、これまで町の中、町もかかわってつくられている組織があるのです。これは、漁協が荷さばき施設等を建てる時に立ち上げた北海道羽幌町おらのまち産地協議会というのがあります。これは、ハードメニューだけではなくてソフトメニューを含んでいまして、そのソフトメニューの中に6次化も進めていくという、そういう中身が含まれています。これ現状どのようになっているのか、進められているのかどうかも含めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 産業課主幹、渡辺博樹君。

○産業課主幹（渡辺博樹君） お答えします。

6次化という部分では、具体的なことはやっておりません。ただ、これまで販売イベント等で地元のそういう加工品のPR等を行っております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 漁協だとか構成メンバーとしては、商工会とか食品加工に携わる方とか、オブザーバーとしては留萌振興局、近隣の町村、さまざま入った組織になっているのですよね。会合というのは、いつ持たれて、最後の会合っていつですか、これ。

○議長（室田憲作君） 産業課主幹、渡辺博樹君。

○産業課主幹（渡辺博樹君） 今年度につきましては、全体的な会合は設けておりませんが、漁協との担当者会議は随時行っております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） ここで私何を言いたいかといいますと、こういう組織があっても、6次化ということ荷さばき施設等をつくる段階から意識されていたにもかかわらず、今答弁聞きますと具体的に何も進んでいない。建物、ハードができて終わりという形になっている。そこで、やはりもっと問題意識だとか、どうやってこういったことを発展させて各2次、3次の業者とともに広げていくのかという起案、立案の能力、問題意識がちょっと欠けるのではないかなというふうに思うのですよね。その辺はいかがですか。反省点とかございませんか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） 協議会の中ではそのような動きになってはいますが、先ほど私が申し上げましたように漁協ともそれとは別の部分で折衝して、当然いろんな部分で折衝している中で、それでさまざまな問題点があってもなかなか実現には至っていないという部分があるというようなことがございまして、それらも含めてさらに協議をしながらというようなことが現状進んでいるような中身であります。なので、協議会の中ではそういうような状態になっておりますけれども、それ以外の部分で別な動きもご

ございますし、それをどうしたらというようなことで当然協議しているというような中身でございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） それ以外の部分でいろいろな動きがあるのでご理解をいただきたいということなのですが、その具体的な中身をもっと示していただかないと理解はなかなか深まらないので、それどういう動きなのか教えていただけますか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） 具体的に町のほうが例えばこのようなアイデアを持っていたりですか、そういう話の中で漁協からもこれこれこういうことがというようなことでいろいろ当然出ます。出るのですけれども、先ほど来申し上げていますとおり、クリアしなければならない問題点ですか、そういうものがございまして、それでまだ具体的なというような部分は出てきていないというような状況であります。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 具体的な事例を示していただければもっとわかりやすいのですけれども、例えばこういうことをこう扱おうというふうに持ちかけたのだけれども、向こうからこんなことで問題がこうだとか、それを答弁いただくと時間がなくなるので、そこには触れませんが、ただちょっと飛びますけれども、答弁書の中にこういうのがあるのです。今後の検討として、広く水産物やその他生鮮食品等を視野に入れ、新しい冷凍技術を取り入れた加工施設について検討してまいりますという、そういう答弁の一文があるのですけれども、こういった部分にかかわるような協議をされてきているというようなことなのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） 先ほどの漁協との話の中では、こればかりではないのですけれども、それらの部分を含めてということで話をしております。なので、この加工場を設置云々というものに絞って協議をしているというわけではございません。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） ここでは余り各論はこれ以上避けたいと思うのですけれども、6次産業化の目標というところに議論を移したいのですが、雇用とか収入の増加いろいろ出てきておりますが、1つ私足りないなと思っているのはIターン、Uターン者、外からやっぱり人を呼び込むという効果、答弁書では触れられていないのですけれども、そういう効果も当然私はあると思うのですけれども、その辺はどんな認識でいらっしゃいますか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） 6次産業化が具体化されて、事業化されて、その後に例えばそのような効果が出てくれば、当然ですけれども、町としても喜ばしいことでもありますし、そのような目標も含めて今後のという目標というような形にしていきたいと思

っています。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私は、考え方がちょっと逆ではないかなという印象を受けます。というのは、今地方創生という言葉の中でやはり人口減少をどう食いとめるかということを考える中で、それで私はこういう6次産業化が非常に有効な手段ではないかというふうに考えているのです。ですから、6次産業化を行って、その副産物として、そういうIターン、Uターン者がふえれば喜ばしいのではなくて、最初からIターン、Uターン者を呼び込む一つの手段として6次産業化を進めるのだという、そういう答えに私はなってほしいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） 総合戦略の中でそのような部分では検討していきますけれども、6次産業化そのものが、まず例えば先ほど議員おっしゃられましたとおり1次産業の方がまず主体とということの動きな以上、当然そちらの方々に町としてはアプローチを続けていって事業化というような流れが一番望ましい形かと思っておりますので、なかなか町が独自にそのものを作ってというような状況にちょっとならないというような中で答弁でありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私は、それも実は違うのではないかなというふうに思っているのです。それで、3番目の質問にもあるのですけれども、答弁は加工場の設置ということについて答えられていますけれども、私が聞きたいのは町が事業主体となってそういうものを設置するような施策をやっぱり打っていくべきではないかという意味なのです。だから、民間の力を引き出して、それを活用して、そこに町が支援をしていく。その形もわかるのですけれども、本当にそれを期待してこの町でそういう雇用とか人口減少を食いとめるということができのでしょうか。私は、非常に難しいと思うのです。町が事業主体になって、いろんな政策を打ち出して、そして民間の団体の方、企業の方、1次産業から3次産業まで広い方々をリードして引っ張っていく、そういうスタイルを私は望んでいるのですけれども、これは町長、その辺いかがですか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご質問にお答えします。

一番最初のお話でしたとおおり、私の根本的な物の考え方が議員と違いまして、1次産業は1次産業の中でどういったお手伝いができるのかと、そういう考え方でおりますし、町が食品加工場というような企業を持つような考えは今ございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） この地方創生なんかでも例えば安倍首相の所信表明演説とか、それから地方創生の担当大臣が懇談をする首長だとか、あるいは著名な国会議員が視察



で訪問する場所というのはどういう場所か。私がこれまで個人的に視察をした場所でいいますと、何回も引き合いに出しますが、島根県の隠岐諸島の一つの島である海士町です。人口2,000人ちょっとの島。ここは、今私が申し上げたような町が事業主体になって、そしてCAS冷凍システムという先進的な冷凍システムを導入し、1次産品を東京を中心にブランド化して売って成功していると。それから、一番近くでは下川町、木質バイオマス、町の林業を利用して、それをさまざまな暖房とか、それから農業だとか、そういうものに活用している。これは、民間が事業主体ではありません。町が事業主体になって、そして今地方創生でもそうだと思うのですけれども、町が事業主体になると100%国庫補助を受けられるという、そういう仕組みがたくさんあるではないですか。もしもそういう設備投資を民間企業が背負って、そして雇用を生み、利益を上げるということになると、そんな体力がこの町にありますか。私は、もうちょっとその辺を勉強して理解を深めてもらいたいし、ぜひとも皆さんのその目でそういった地域に行つて現場を見てもらいたい。そうすると、考え方が変わると思うのです。いかがですか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 現場を見に行つてこいというお話でございますので、その部分についてはなかなかいろんな公務等もございまして、機会があれば行きたいなとは思いますが、現実的にはちょっと難しい部分でございまして、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 実に消極的な答弁だというふうに思うのですけれども、町長が忙しくてご無理であれば職員の方々でもどんどんそういった一番近くの例えば下川町、昨日出ました上土幌町とか、本当に日帰りでも行けるのではないですか。私は、下川町に日帰りで行きました。町の担当職員が本当に説明をきちっとしてくださつて、いかに町の支出を抑えて、そして産業活性化の仕組みをつくり、その仕組みの中に民間のそういう方々をどんどん、どんどん入れて、そこには外からの若い人たち、地域おこし協力隊だとか、Iターン、Uターン者が仕事に加わつて、そして国からも脚光を浴び、これが今の地方創生のモデルだということになっているのではないですか。それを先進地をきちっと倣つて、職員の方でもよろしいので、しっかり見ていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ご答弁申し上げます。

先ほど来お話ししましたとおり、私の立場は1次産業の振興ということで、1次産業の漁家であるとか農家であるとか、そしてその方々と組合等を通じた中でまちづくりをしたいと考えておりますので、町が独自に産業を興すという、そういう発想は持つておりませんので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） では、最後の項目に移りますけれども、外から若者を産業が活性化して雇用が生まれて働き手が来るということを想定するなら、今までの答弁ではなかなかそうならないのかなというイメージはありますけれども、住宅整備、これはもう欠かせないというふうに思います。先般の総務産業常任委員会でも商工業の現状の説明の中で、当町で雇用されている人がやはり住む場所がなくてほかの町から通っている方もいますよという説明もございました。例えば近くでは枝幸町、ご存じかと思いますけれども、枝幸町で民間のアパートを建てる場合に最大300万の助成をして、どんどん、どんどんそういう住む場所がたくさん確保できるようにという施策を打っています。住宅問題に関しては、これまでも副町長、担当課長時代とかさまざまな方と議論してきて、空き家バンクの話も伺っていたところなのですけれども、現状ではなかなか効果的な施策には私になっていないのではないかなと思います。当然現在進行形でこれも検討中かと思うのですけれども、その中身をもうちょっと具体的に教えていただきたいなと思います。

○議長（室田憲作君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良貢君） 現在住宅につきましては不足しているという認識は当町でも持っていますので、特に若年者の方々の入居する住宅が足りないということもありまして、町といたしましては民間の資金を活用して町内の業者が建設をいただき、建てた住宅を町が一括借り上げというような手法のそういう事業モデルについて採算性ですとか、ランニングコスト含めてトータル的に建設業者がオーナーとなって運営することで採算がとれるのかというやつも含めまして、住宅が1棟当たり例えば8戸の住宅がいいのか6戸の住宅がいいのか、それを例えば天売、焼尻に設置するためにはどれだけのコストがかかって、家賃としてどのぐらい設定できるのか、それに対して町がどれだけの政策的な家賃支援をできるのかとかというのも含めまして現在検討しているところでありますので、具体的にはそういう事業モデルそのものはできれば民間のほうから提供いただいて、町がそれを検討するという形で進めたいのですけれども、今のところはまだそこまでいっていないようですが、町としてもそれが話として来たときに受け入れるような状況で現在検討を加えているという状況であります。

○議長（室田憲作君） これが最後。

○4番（寺沢孝毅君） 最後にします。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 住宅というのは、スピード感持ってやらないと、人が来たいと思ってもその時点でなければやはり大変ですので、スピード感持ってお願いをしたいというふうに思います。

私の今の質問通して、最後に町長にお伺いしたいのですけれども、町長、地方創生という今声高らかに叫ばれている中で大変な課題を背負われているというふうに思いますけれども、この問題に対して町が事業……

○議長（室田憲作君） 簡潔にお願いします。

○4番（寺沢孝毅君） 主体となって、もう少し進めていこうというその辺について調査研究なりをしていただきたいなというふうに思うのですけれども、その辺はお願いできませんか。

○議長（室田憲作君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） それは、検討委員会を立ち上げるようになっておりますので、その中で行っていきたいと思っております。

○議長（室田憲作君） これで4番、寺沢孝毅君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎報告第1号

○議長（室田憲作君） 日程第4、報告第1号 平成26年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成26年度定期監査報告（第3次）について、内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告いたします。

次の1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、平成27年1月26日から1月30日までの5日間にわたりまして、農業委員会、産業課、建設水道課の3機関を対象に熊谷監査委員とともに実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきましては、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。

最初に、農業委員会について申し上げます。（１）、農地法等に基づく取り扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計 91 件となっております。

次の（２）、農業者年金受給状況では受給者数は 143 人となっております。

（３）の契約状況は省略をさせていただきます。

3 ページをお開き願います。産業課について申し上げます。1、農林水産事業の（１）、農林水産振興事業補助金交付状況では、合計件数は 41 件で、補助金額は 1 億 2,619 万 163 円であります。前年度に比較して、農業では農林振興センター整備事業補助金で 1 億円の減、水産業で漁協焼尻地区製氷施設改修事業補助金 610 万が増となりましたが、漁船、浄化施設補修事業補助金、直売所加工システム導入事業補助金、販売生産システム構築事業補助金の 2,280 万が減となりましたことから、全体では約 1 億 2,000 万円減少しております。

4 ページをお開き願います。（２）、焼尻めん羊牧場管理状況であります。管理頭数は合計 544 頭であります。前年同期と比較し 17 頭の増となっております。内訳は、記載のとおりでございます。

次に、5 ページをお開き願います。（３）、契約状況、①の工事契約では、焼尻めん羊牧場草地改良面積は 36.42 ヘクタールとなっております。次の町有林整備事業であります。上羽幌地区で下刈り面積 3 ヘクタール、除間伐面積 5.4 ヘクタールの施行、また中央地区の林道専用道整備では十五線沢 2 号線開設工事、延長 2,200 メートル、幅員 3.5 メートルとなっております。

次に、②の委託契約と（４）、漁村環境改善総合センター利用状況は、ごらんとおりとなっております。

6 ページをお開き願います。2、商工観光事業について申し上げます。（１）、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額 5 億円に対しまして利用件数は合計 94 件、融資残額は 4 億 7,186 万 8,500 円で、利用率は 94.37% となっております。なお、中小企業特別小口資金につきましては平成 26 年 3 月 31 日付にて制度を廃止しております。

（２）、契約状況の①、工事契約であります。契約金額 817 万 5,600 円に対しまして全額支出済みであります。②の委託契約については、省略させていただきます。

7 ページをお開き願います。ハートタウンはぼろ収支状況であります。平成 26 年 7 月、町の施設となつてからの収支状況は、収入 1,691 万 6,294 円、支出 1,318 万 8,489 円で、収入金額から支出金額を差し引いた形式収支は 372 万 7,805 円となっております。

（４）の焼尻発電所運転保守業務受託事業の契約金額は 4,708 万 8,000 円で、収入済額の合計は 3,831 万 2,828 円あります。このうち営業配電事業及び諸費用は実績精算額であります。

8 ページをお開き願います。（５）、商工観光振興事業補助金交付状況であります。

合計件数は38件で、内容は商工関係18件、労働関係2件、観光関係18件で、補助金額は6,374万6,998円で、うち交付済み額は5,582万7,797円となっております。

(6)、観光施設等入り込み状況では、合計で6,813人増の12万4,086人となっております。

9ページをお開き願います。(7)、観光イベント入り込み状況、(8)、勤労青少年ホーム利用状況は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

10ページをお開き願います。建設水道課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、①の土木(工事請負)において前年度より約1億2,770万4,300円増加し、1億8,647万2,800円となっておりますが、これは平成26年債災害復旧工事13件、1億3,060万4,400円の増によるものであります。

11ページをお開き願います。(3)の道路占用許可状況は省略いたします。

(4)、建築確認申請状況であります。表の右下、合計欄では前年度より新築で11件の減、増築で2件の増で、合計では9件の減となっております。

(5)、町道舗装整備状況では前年度より実延長で9メートルの減の舗装延長で111メートル増となっておりますが、舗装率につきましては小数点以下第1位までを表示していますことから、前年度同様の53.0%となっております。

12ページをお開き願います。(6)、町道除雪計画であります。道路延長、除雪延長及び委託延長ともに前年度から変更はなく、除雪率は51.1%であります。

次に、2の上水道事業、(1)、契約状況の①、工事契約金額4,170万9,600円と下段の3、下水道事業の工事契約金額1,638万3,600円に対しましては全額支出済みとなっております。

次の13ページの②、委託契約につきましては省略をさせていただきます。

下段の(2)、水洗便所等改造に係る状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の下段に平成14年度から26年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較しますと7戸増加し70戸で、累計では1,749戸となっております。

14ページをお開き願います。②、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅の合計件数は38件で、補助金交付額は770万円となっております。③、資金あっせん状況では26年度12月末現在、貸し付けは2件の90万円で、累計では31件、貸付金額は2,174万円となっております。次の④の受益者負担金前納報奨金支給状況は省略させていただきます。

次に、4、簡易水道事業、(1)、契約状況の①、工事契約と次の15ページの②、委託契約は、いずれも契約金額に対しまして全額支出済みであります。内容は記載のとおりでありますので、省略いたします。

以上で平成26年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから監査報告の内容について監査委員に対して質疑を行います。

9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） お尋ねいたします。

監査の対象とした事項は財務に関するということが書かれていますが、監査についてはほかにも監査する対象事項があるのでしょうか。お答えください。

○議長（室田憲作君） 代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） お答えいたします。

基本的には、事務監査もございます。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） 今ちょっと聞こえなかったのですが、いわゆる財務というのですか、金額とか、そういうものが正しいのはわかるのですが、ほかにいわゆる事務処理の文書規程とか決裁規程、そういうものについての監査をするものは対象となるのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） まず、契約等の書類と、それから補助金等、それにつきましては決裁規程に基づきまして、それに基づいて契約規則と会計規則とをあわせながら検査しております。

あと、今松原議員おっしゃられているのは、そのほかに事務監査と申しますか、事業の効率性とか、そういうところの監査のお話をしているのではないかと考えていますけれども、それについても事務監査ということで実際にはしてございます。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） それでは、今回の監査ではそこら辺も含めて全て問題ないということよろしいのですね。

○議長（室田憲作君） 代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） 監査したところ、熊谷監査委員と合意の上、問題ないということで確認してございます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 平成26年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第1号

○議長（室田憲作君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について「平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）」を議題とします。

本案について承認の内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 承認第1号 専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

処分理由は、平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）の専決処分でございます。

次のページをお開き願います。平成27年1月9日付による専決処分書で、農業施設災害復旧事業等に伴う歳入歳出補正について、町議会招集のいとまがないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

次の補正予算書をお開き願います。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ168万円を追加、予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,609万8,000円とするものでございます。

7ページをお開き願います。歳出の補正でございます。歳出で11款災害復旧費、農業施設災害復旧事業補助金168万円の補正は、昨年8月4日から5日の豪雨により甚大な被害を受けた農用地及び農業用施設の復旧工事で、国の補助基準から外れたものなどを対象とし、対象費用210万円のうち80%を補助するもので、被害を受けた寿及び築別地区の農家4人を対象としております。

歳入につきましては、全額前年度繰越金を充てております。

以上、今回補正をいたします予算について内容の説明であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 承認第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準により省略します。

これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第12号）は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号

○議長（室田憲作君） 日程第6、議案第1号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第1号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分等に変更が生じるため、制定しようとするものであります。

昨年6月に公布されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律では、教育委員会は引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしております。この法律改正により、教育長の身分が一般職から常勤の特別職になったことから、教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務に専念する義務の特例について必要な事項を定める必要がありますので、本条例を制定するものであります。

それでは、制定をいたします条例の内容説明をいたしますので、議案にあります条例制定文のほうをごらん願います。教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例。

初めに、第1条、趣旨であります、この条例は法律に基づき教育長の職務に専念する義務の特例について定めることを目的としております。

次に、第2条、勤務時間、休日、休暇等であります、これらにつきましては一般職員と同様とするものであります。なお、同条例中にあります任命権者及び規則をそれぞれ教育委員会と教育委員会規則とするものでございます。

次に、第3条、職務に専念する義務の免除であります、これにつきましても第2条と同様に一般職員と同様にするものであり、同条例中にあります任命権者を教育委員会とするものであります。

次に、附則であります、第1項、施行期日においてこの条例の施行年月日を定めており、法の施行の日である平成27年4月1日から施行するものであります。



次に、第2項、経過措置であります。改正法附則第2条第1項により、この法律の施行の際、現に在職する教育長はその教育委員会の委員としての在任中に限り、なお従前の例により在職することとなっておりますので、その間はこの条例の適用はしない旨の経過措置であります。

以上が本条例の内容でありまして、制定条例文はただいまごらんいただいております。第1条から第3条及び附則に記載をいたしておりますので、条文の朗読につきましてはこれまでの説明をもって省略させていただきたいと思っております。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第1号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第2号

○議長（室田憲作君） 日程第7、議案第2号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第2号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の提案理由とその内容をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、地域包括支援センターの設置基準等を市町村の条例で定めることとされたため、制定しようとするものであります。

条文を説明いたします。次のページをごらんください。羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例。

第1条は趣旨、第2条は基本方針として、被保険者に対する包括的な支援事業の実施により、住みなれた地域で生活を営むことができるように努めるものです。

第3条、職員の員数等であります。第1項は第1号保険者の総数3,000人以上6,000人未満ごとに置く従事職員の原則を1、保健師その他これに準ずる者1人、2、社会福祉士その他これに準ずる者1人、3、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人と規定し、第2項は次条に規定する羽幌町地域包括支援センター運営協議会において地理的条件等を勘案して、特定の生活圏域に地域包括支援センターを設置することを認められた場合、または高齢者人口が3,000人を下回った場合の職員配置基準及び緩和措置等について定めております。当町の状況として、現在高齢者人口は2,930人程度であり、第2項に定めた基準における保健師、主任介護支援専門員の配置基準は満たしておりますが、社会福祉士の配置については今後の第1号被保険者数の動向を見据えた判断が必要となります。

第4条は、協議会の設置、運営についてですが、地域包括支援センターの適切、円滑な運営のため、運営協議会を設置、必要な事項は別に定めるとし、第5条は運営にかかわることとして地域包括支援センターは適切、公正、中立な運営を求めるものであり、第6条は町長への委任を規定した内容となっております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第3号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第3号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第3号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、省令（平成18年厚生労働省令第37号）で定められていた介護予防支援等の事業に係る人員などの基準等を市町村の条例で定めることとされたため、制定しようとするものであります。

別紙にて配付しております資料、羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例をごらん願います。この表は、左側に条文を、右側に条文の概要を表示しておりますが、資料に基づき主な事項を順に説明させていただきます。

それでは、概要ということで右の欄をごらんになっていただきたいと思います。まず、目次なのですが、全体を5章35条として調整しております。

第1章、総則ですが、第1条及び第2条の説明は趣旨と用語の意義及び字句の意味ということから説明は省略させていただきます。

第3条、指定介護予防支援事業者の資格を明記しております。

第4条、基本方針として介護予防支援として居宅での日常生活、保健医療及び福祉サービスの総合的、効率的な提供。次のページごらんください。指定介護予防支援事業者の中立的立場、地域連携の確保等について規定がなされております。

続きまして、第2章、人員に関する基準でございます。第5条、指定介護予防支援事業者における従業者配置内容をここにおいて規定しております。

第6条、管理者の配置及び兼務範囲を明記しております。

第3章、運営に関する基準。次のページごらんください。第7条として、指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援の提供に際し、文書により内容や手続の説明を行うこととし、同意を得ることと明記をしておりますが、その手法に電磁的手法とするインターネット、磁気ディスク、CD-ROMの活用を含む同意取得、当該手法利用による通知、記録、情報の交付及び提供、利用の制限等について細かに規定しております。詳細は省略させていただきます。

次のページごらんください。中段になります。第8条、指定介護予防支援事業者における指定介護予防支援の提供拒否の禁止を規定し、第9条では支援提供が困難な場合の措置義務を明記しております。

第10条から第14条の説明は省略をさせていただきます。

次のページをごらんください。下段になります。第15条、法第115条の23第3項、これは厚生労働省においての委託可能な範囲を明記しておりますが、この規定によ

り委託できるとされ、委託の遵守事項を次のページにかけて規定しています。委託に際し、中立性及び公正性の確保、業務委託の範囲や業務量の配慮。次のページお願いします。介護支援専門員の配置、加えまして介護支援専門員における責務、遵守事項等をこの部分において規定しております。

第16条から第18条の説明は省略させていただきます。

次のページごらんください。第19条、管理者における管理体制の責務、第20条、事業所ごとに定める運営規程の内容、第21条、従業員の勤務の体制の適切な確保。

次のページお願いします。第22条から第27条の中身については、その事業者においての設備等のほか、従業員の健康管理の維持、それからサービス関連事項の掲示等を細かに説明しておりますが、省略をさせていただきます。

次のページごらんください。第28条、苦情への対応ということで、苦情への迅速かつ適切な対応を求めるとともに、苦情内容等の記録、市町村からの照会等への対応、指導または助言に従った改善の実施、市町村への改善内容の報告、サービスに対する苦情において国民健康保険団体連合会への申し立ての援助、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従った改善の実施、国民健康保険団体連合会への改善内容の報告等、事業者に係る責務、必要性、手だて等をこの28条で規定しております。

第29条は、事故発生時の対応ということで、次のページごらんください。この部分におきましては、事故発生時においての対応ということで、速やかな当該利用者の家族、関係する市町村等への連絡、必要な措置対応、事故状況及び事故への処置に係る記録実施、損害賠償が必要な場合への速やかな対応、それらに類することを規定しております。

第30条、事業所ごとの経理の区分、指定介護予防支援事業会計、その他事業会計との区分の実施を明記しております。

第31条、従業員設備備品及び会計に関する記録の整備ということで、完結の日から5年間の保存を明記し、記録すべき事項の範囲をこの部分において規定しております。

第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準ということで、第32条、指定介護予防支援の目的及び必要な配慮。次のページへ。介護予防サービス計画の位置づけ、指定介護予防支援の質の評価と改善の対応を明記しております。

第33条であります。指定介護予防支援の具体的な取り扱い方針としての26の項目について利用者と家族の視点に立った視点重視により規定しております。大まかな部分を申し上げますと、指定介護予防支援の提供等に関する説明の実施、サービス計画の継続、計画的利用への配慮、利用者等へのサービス情報の適正な提供、利用者への支援すべき総合的な課題の把握。次のページごらんください。アセスメント、総合的な課題になります。アセスメントの十分な説明と理解の取得。次のページへお願いします。中段に参りまして、サービス計画の目標達成状況及び評価、モニタリングの実施、面接実施及び記録。次のページお願いします。この部分については、利用者の介護保険施設入院等への支援、退所に際する居宅生活移行への支援など、支援体制に係る部分にお

いて明記をしております。

次のページごらんいただきたいと思います。中段なのですが、第34条、介護予防支援の提供に当たっての留意点ということで、日常生活の自立に向けた総合的な支援を明記し、利用者の生活機能の向上意欲を高める支援を求めています。また、利用者の自立を最大に引き出す支援というものも明記しております。専門職の連携による介護予防に資する積極的な取り組みの活用についても規定しております。次のページへ。連続性及び一貫性を持った支援、利用者の個性性を重視した効果的な計画、機能の改善後の状態維持への支援。

最後、35条では第4条及び前3章の準用について規定し、関係文言の読みかえを示しております。この内容につきましては、先ほども申し上げましたが、介護保険法の一部改正により市町村で定められる条例となったことから定めたものであります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第3号について質疑を行います。

9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） お尋ねいたします。

提供拒否の禁止、第8条ですか。何章になるのかな。第3章になるのですか。第3章第8条、提供拒否の禁止、指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。この正当な理由というのは、どのような理由でしょうか。お答えください。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

指定介護予防支援事業者につきましては、サービスの提供に当たってはサービスを求める方に対して可能な限りそのサービスの提供をしなければならないということとされております。ここで申し上げます正当な理由なくというようなことについては、その事案ごとの実態を見きわめなければ明確には答えられない部分なのですが、通常考えられるのは例えば会社の一方的な都合においてサービスを求める提供者にそのサービスを提供できないということになろうかと思うのですが、そのような部分においては拒んではならないというような規定であります。

以上です。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） 事案ごとに正当な理由になるとおっしゃるのですが、基本的にはどういうことでしょうか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） 余り想定というようなことでは申し上げたくない部分なの

ですけれども、例えばその事業者においてサービスの提供を可能な事案にあっても会社、その事業者として提供しないということであれば、正当な理由なくというようなことに該当になるだろうと思います。

以上です。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） その会社が受け入れないということととってよろしいのですか。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） はい、そのとおりであります。正当な理由なくというようなことで、先ほど申し上げましたとおり事業者においてそのサービスを提供することができる場合においてもそのサービスを拒んだ場合というようなことが想定されるだろうと思います。

○議長（室田憲作君） 9番、松原浩一君。

○9番（松原浩一君） 私思うのですけれども、正当な理由というのは、社会通念上この申し込みというのですか、依頼が当然おかしいとか、そういうことが想定される場合と思うのです。その会社がというと介護を受ける方の選別になるのではないかと思うのですよね、担当部局でそういうお考えなら。そこら辺可能であれば、今回これでやめますけれども、ちょっと研究してください。よろしくお願いします。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 羽幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第4号

○議長（室田憲作君） 日程第9、議案第4号 羽幌町立保育所条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第4号 羽幌町立保育所条例

につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い改正するものであります。

改正内容は、文中全体に使用する表現の変更や文言の整理及び修正、さらに条文の追加が必要となったことから、全部改正するものであります。

条文を説明いたします。次のページをごらんください。羽幌町立保育所条例。

羽幌町立保育所条例（昭和43年羽幌町条例第15号）の全部を改正する。

第1条は、保育所の設置根拠。

第2条は、名称及び位置を規定。

第3条は、入所定員。

第4条は、事業、子ども・子育て支援法に基づく事業の内容であります。

第5条は、配置職員の種類。

第6条は、入所可能な範囲の資格要件。

第7条は、入所手続事項について規定し、第8条は入所承認の取り消しに係る事由を規定しております。

第9条は、感染症等の罹患による保育の停止。

第10条は、保育料の納付及び保育料算定に用いる基準。

第11条は、保育所の休所日の取り扱い。

第12条は、規則への委任事項を規定しております。

新たに追加した事項は、事業内容の第4条、入所手続の第7条、入所の承認の取り消しの第8条、保育の停止の第9条、休所日を規定した第11条の5つの条文における事項となっております。

なお、これらにつきましては規則等のほうからこの条例に移動した項目も含まれております。そういうことから、この部分について追加になっております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第4号について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 質問をさせていただきます。

今回町立保育所条例、これまでの条例を一旦廃止をして、今回新たに条文を整理しながら新しく条例を設けるという説明でありましたけれども、現在施行されている現在の条例とどんな中身が変わったのかなというふうに見比べてみたときに、1つ私が発見したのは現在の条例、第6条に保育料に関する規定があります。保育料は、町側が徴収するという立場で書かれていますが、ただし、その扶養義務者に負担能力がないと認める

ときは、保育料の全部または一部を免除することができるという、いわゆるただし条項がありましたが、今回つくられる条例にはこのただし書き条項については一切触れられておりません。その辺の変更、どのような考えで変更したのか、あるいは条文にはないけれども、規則や要綱の中でさらにこういったただし書きも触れられるのか、その辺の状況を説明していただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） お答えいたします。

保育料の免除の規定がなくなったというようなことに対してのご質問であります、利用者負担額につきましては規則で定めるような考えであります。そちらにこの減免規定は設ける予定であります。

以上です。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町立保育所条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第5号

○議長（室田憲作君） 日程第10、議案第5号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第5号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

羽幌町課設置条例の一部を改正する条例。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります、行政組織の変更に伴い、課の改編を行うため改正しようとするものであります。また、本条例の一部改正に伴い、引用条項の変更が生じる羽幌町介護保険事業計画審議会条例についてもあわせて改正しようとするものであります。



組織機構につきましては、平成16年当時18課5機関47係ありましたものが平成17年、平成23年と課の統廃合を含め改編を行ってきており、現在の組織は12課5機関38係体制となっております。これまでは課の統合や課長補佐職の配置などにより組織の集約を図ってまいりましたが、ご承知のとおり近年におきます行政課題や懸案事項の増加、また国の制度改正等により新たな事務、事業等の実施や人口減少、超高齢化社会を迎え、地方創生のための地方版総合戦略等の策定、推進など、自治体はより以上きめ細やかな施策の実行が求められている状況にある中、住民ニーズに迅速対応するためには町民の皆様から見てもわかりやすく、かつ組織の指揮命令系統の迅速化を図るためにも分課が必要となっている組織についてはあえて見直しを行うことといたしました。

新年度からは総務課から企画部門を分課、福祉課から保健予防、介護部門を分課、産業課を農林水産部門と商工部門に分課することとしました。また、条例改正事項ではありませんが、新規事業との取り組みや業務分担の見直しによる室の新設及び係の再編もあわせて行うこととしたものでございます。

以上が今般の改編の考え方でございます。

それでは、これにかかわります改正内容のご説明を申し上げますので、議案と新旧対照表をごらん願います。新旧対照表では、左に現行条例を、右に改正案を記載しております。

初めに、第1条の改正ですが、この条は課の設置を規定しており、現行の総務課の次に地域振興課を加え、同じく福祉課の次に健康支援課を加え、これまでの産業課を農林水産課と商工観光課とするものであります。

次に、第2条の改正ですが、この条は課の分掌事務を規定しており、総務課及び地域振興課ではこれまで総務課の分掌事務でありました第7号の町勢振興の企画に関することから第14号の都市計画に関するところまでを地域振興課の分掌事務としております。

次に、財務課では第5号にありました地籍調査に関するところを新たに新設しました農林水産課へ移行するため削除しております。

次に、町民課ですが、変更はありません。

次に、福祉課ではこれまでの福祉課の分掌事務でありました第6号の介護保険に関するところから第9号の保健の相談・指導等に関するところまでを健康支援課の分掌事務としております。なお、福祉課に新たな係の新設に伴う児童福祉に関するところを第3号として加えております。

次に、建設水道課ですが、変更はありません。

次に、産業課では先ほど第1条の改正のとおり、これまでの産業課を農林水産課と商工観光課に分課しますので、第1号の農林、畜産に関するところから第4号の鳥獣、森林の保全に関するところまでを農林水産課の分掌事務に、第5号の商工業に関するところから第10号の労政に関するところまでを商工観光課の分掌事務としております。なお、改正後の農林水産課に第5号としてこれまで財務課の分掌事務でありました地籍調査に関する

ることを加えており、また同様に改正後の商工観光課に第7号として中心市街地活性化に関することを加えております。

次に、附則であります。附則第1項ですが、新旧対照表には記載ありませんが、本改正条例の施行年月日についての規定で、平成27年4月1日としております。

次に、附則第2項は新旧対照表にも記載がありますが、羽幌町介護保険事業計画審議会条例第6条にこの審議会の庶務所管課を福祉課と規定しておりますことから、本改正条例第2条の規定により介護保険に関しましては健康支援課の分掌事務となりますので、この改正条例の附則にて羽幌町介護保険事業計画審議会条例の一部改正をいたします。

以上が本改正条例の内容であります。なお、改正条例文については議案に記載のとおりでありますので、条文の朗読はこれまでの説明をもって省略させていただきたいと思います。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町課設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第6号

○議長（室田憲作君） 日程第11、議案第6号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第6号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります。行政手続法の一部が改正され、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定等が設けられたことから、本条例において同様の規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。また、本条例の一部改正に伴い、引用条項の変更が生じる羽幌町税条例についてもあわせて改正しようとするものであります。

羽幌町行政手続条例は、行政手続法の適用が除外されております条例及び規則に根拠を有する処分及び届け出並びに町の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めているものであります。すなわち、法律及び政令に根拠を有する処分及び届け出については行政手続法が、条例及び規則に根拠を有する処分及び届け出並びに町の機関が行う行政指導については羽幌町行政手続条例が適用されるものであります。

今般行政手続法の一部が改正されましたことから、法の一部改正の趣旨を踏まえ、羽幌町行政手続条例においても法と同様の規定を求めるものであります。今回の改正は、行政指導等に関する手続規定の新設が主なもので、次の3点がございします。

1つ目として、行政指導における根拠等の明示であります。行政指導をする際に許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠等を示さなければならないこととされました。

2つ目として、行政指導の中止等の求めであります。法律の要件に適合しないと思慮する行政指導を受けた者は、その行政指導の中止等必要な措置を講ずるよう求めることができることとされました。

3つ目として、処分等の求めであります。法令に違反する事実を発見した場合に、誰でもその違反を是正するための処分または行政指導を行うよう求めることができることとされました。

以上が改正条例案に盛り込まれる内容でございます。

また、本条例の改正により、この条例の条文を引用しております羽幌町税条例中の条項が繰り下がることによる改正も附則にてあわせて行うものであります。

それでは、これにかかわります改正内容のご説明を申し上げますので、議案と新旧対照表をごらん願います。新旧対照表では左に現行条例を、右に改正案を記載しております。

初めに、目次の改正であります。現行第4章の行政指導中（第30条―第34条）を（第30条―第35条）に改めます。

次に、現行の第5章、届出中（第35条）を（第37条）に改め、この章を第6章とします。

なお、新たに第5章として処分等の求め（第36条）を加えます。

次に、第2条、定義の改正ですが、第5号中にあります「名あて人」の「あて」の平仮名表記を漢字表記に改めます。

次に、第3条、適用除外の改正ですが、第1項中にあります処分及び行政指導の適用除外の規定をこれまでの第4章から第5章へと改めます。

次に、同項第6号中にあります「かかわる」の平仮名表記を漢字表記に改めます。

次に、第4条、第13条第1項及び第2項第5号、第14条第1項、第2項、第15条第1項、第3項、第22条第3項並びに第28条中にあります「名あて人」の「あて」の平仮名表記を漢字表記に改めます。

次に、第33条、行政指導の方式の改正ですが、これまでの第2項及び第3項をそれぞれ第3項及び第4項とし、新たに第2項を加えております。新たな第2項の内容は、先ほど申しあげました手続規定の新設による3点のうち、1つ目としての行政指導における根拠等の明示であります。行政指導する際に許認可等に関する権限を行使し得る旨を示すときは、その根拠等を示さなければならないこととされ、その内容は第1号から第3号までとなっております。

次に、現行条例の最終条の第35条を第37条へ繰り下げします。

次に、新たに第35条として手続規定の新設による3点のうち、2つ目としての行政指導の中止等の求めを加えます。この条の第1項としては、法律の要件に適合しないと見做す行政指導を受けた者は、その行政指導の中止等必要な措置を講ずるよう求めることができることとされました。また、第2項ではこの際における申出書に記載する事項について第1号から第6号まで規定しております。同じく第3項では、第1項の申し出があったときにおける調査の必要性や当該行政指導が法律や条例に規定する要件に適合しない場合における行政指導の中止やその他必要な措置について規定しております。

次に、第5章、届出を第6章へ繰り下げ、新たな第5章としての処分等の求めを加え、ここに第36条を新設いたします。第36条は、手続規定の新設による3点のうち、3つ目としての処分等の求めであり、第1項として法令に違反する事実を発見した場合に誰でもその違反を是正するための処分または行政指導を行うよう求めることができることとされました。また、第2項ではこの際における申出書に記載する事項について、第1号から第6号まで規定しております。同じく第3項では、第1項の申し出があったときにおける調査の必要性やその結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならない規定をしております。

次に、附則であります。附則第1項ですが、新旧対照表には記載がありませんが、本改正条例の施行年月日についての規定で平成27年4月1日としております。

次に、附則第2項は新旧対照表にも記載がありますが、羽幌町税条例第4条第2項中に本改正条例の引用条がありますことから、この改正条例の附則にて羽幌町税条例の一部改正をいたします。内容は、先ほど申しあげましたとおり、条項の繰り下げによるも

のであります。

以上が本改正条例の内容であります。

なお、改正条例文につきましては議案に記載のとおりでありますので、条文の朗読はこれまでの説明をもって省略させていただきたいと思っております。

以上であります。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第6号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第7号～議案第9号

○議長（室田憲作君） 日程第12、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例、以上3件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま一括上程されました議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

初めに、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。  
平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い

教育委員長制度が廃止されるため、改正しようとするものであります。

今般の改正は、先ほど議決をいただきました議案第1号と同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、教育委員長制度が廃止されましたことから、教育委員長及び委員長代理の報酬を規定しております特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例についても改正する必要が生じたものでございます。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、議案と新旧対照表をごらん願います。新旧対照表では左に現行条例を、右に改正案を記載しております。

改正箇所は、別表にあります(1)、委員会の委員の表中、教育委員会の委員長及び委員長代理を削除するものであります。

次に、附則であります。新旧対照表には記載ありませんが、議案に記載のとおり、附則第1項では本改正条例の施行年月日についての規定で平成27年4月1日としております。

次に、附則第2項は、経過措置として改正法により現に在職する教育長の在任中は従前の教育委員長及び委員長代理が在職することになっておりますので、それまでは改正前の条例による適用となることを規定しております。

以上が本改正条例の内容であります。

なお、改正条例文につきましては議案に記載のとおりでありますので、条文の朗読はこれまでの説明をもって省略させていただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（室田憲作君） これから議案第7号 特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 議案第7号について質問します。

この法律に関しては、4月1日施行ということで、ただ各町村ごとに今いる教育長の任期をそのまま任期終了までは経過措置ということで行うということ聞いていますが、今残りの任期というか、いつまでその措置が継続されるのかというのを教えていただきたいのですが。

○議長（室田憲作君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えします。

平成29年の3月31日までとなっております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 約2年間の措置の延長ということなのですが、これも確認なのですが、教育委員会、現在では教育長がトップとなって行っていると思っておりますが、この期間も責任において誰が持っているのか、ここを教えていただきたいのですが。

○議長（室田憲作君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） お答えします。

教育委員長につきましては、教育委員会の代表者となりますので、最終的な責任は教育委員長になります。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） 私の質問のほうでちょっと、教育長ということで、教育委員会の一番の責任は教育長でという私質問してしまったのですけれども、先ほど答弁あったとおり、教育委員長があと2年間においては最高のトップであって、責任を負うということで、改めてそれでよろしいでしょうか。

○議長（室田憲作君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） 教育委員長の任期は1年になりますので、1年たった後にさらに今の制度が、現行が続く中で教育委員長をまた選任しなければなりませんので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） あと、報酬に関してなのですけれども、現行の制度ですと教育委員長代理という身分がありまして、それによる報酬額が記載されています。新しい制度になると、教育委員ということで委員と今度委員長と教育長が一緒になった、教育長と一緒に教育委員会を運営していくと思うのですけれども、新しい制度の中で教育長代理なり、そのようなポストというのはないのでしょうか。それとも、何らかの形でそういうポストを用意する予定があるのか。この対照表だけでは、教育長がいて、あとは横なのか、委員がいるという構成でしか見えないのですけれども、その辺の組織に関してどのように今後なっていくのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） 制度が改正になりまして新しい制度に移行した場合、新教育長の代理というのが一応ございまして、新教育長がもし何かあった場合には教育委員会の構成員の中から、一応委員の中から選任することとなっております。

○議長（室田憲作君） 3番、小寺光一君。

○3番（小寺光一君） わかりました。

ただ、報酬に関しては普通の委員と同じような報酬で、役職に関してそういう補佐的な代理のような職務を全うしてもらおうという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（室田憲作君） 学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） はい、そのとおりでございます。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、続きまして議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分等に変更が生じるため、改正しようとするものであります。

今般の改正は、議案第1号と同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、教育長の身分が一般職から特別職になったことにより、町長、副町長の給与等を定めております特別職の職員の給与に関する条例に新たに教育長の給与に関する規定を加えるものであります。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、議案と新旧対照表をごらん願います。新旧対照表では左に現行条例を、右に改正案を記載しております。

改正箇所は、第1条中の町長、副町長の次に教育長を加え、教育長の給料月額を規定するものであります。

次に、附則であります。新旧対照表には記載がありませんが、議案に記載のとおり、附則第1項では本改正条例の施行年月日についての規定で平成27年4月1日としております。

次に、附則第2項は、経過措置として改正法により現に在職する教育長の在任中は改正後の条例を適用しないことを規定しております。

次に、附則第3項、羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止であります。本条例改正に伴いこれまでございました教育長の給与に関する条例をこの附則で廃止するものであります。

次に、附則第4項、羽幌町教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止に伴う経過措置であります。附則第2項の経過措置期間については廃止前の条例の適用を受けることとなりますので、その間はその条例が効力を有することとなるものでございます。

以上が本改正条例の内容であります。



なお、改正条例文につきましては議案に記載のとおりでありますので、条文の朗読はこれまでの説明をもって省略させていただきたいと思います。

以上であります。

続きまして、議案第9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の身分等に変更が生じるため、改正しようとするものであります。

今般の改正は、議案第1号と同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正があり、教育長の身分が一般職から特別職になったことにより、一般職及び町長、副町長の旅費を定めております羽幌町職員の旅費に関する条例に新たに教育長を加えるものであります。

それでは、改正内容のご説明を申し上げますので、議案と新旧対照表をごらん願います。新旧対照表では左に現行条例を、右に改正案を記載しております。

改正箇所は、第1条中にあります公務のために旅行する職員に教育長を加えるものであります。

次に、附則であります。新旧対照表には記載がありませんが、議案に記載のとおり、附則第1項では本改正条例の施行年月日についての規定で平成27年4月1日としております。

次に、附則第2項は、経過措置として改正法により現に在職する教育長の在任中は改正後の条例を適用しないことを規定しております。

以上が本改正条例の内容であります。

なお、改正条例文につきましては議案に記載のとおりでありますので、条文の朗読はこれまでの説明をもって省略させていただきます。

以上、一括上程されました議案第8号、第9号までの条例改正の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） ちょっとお尋ねしたいと思います。

特別職、町長以下、今度は副町長、教育長と3名の給料額が規定されることになりましたけれども、私の記憶もあって、記憶違いかどうかも含めてお尋ねするのですが、昨今の行革の推進という立場もあって、実際は10%カットしていたかどうかというところも含めて、現在その規定はどうなっているのか説明していただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） お答えいたします。

今金木議員の質問でございますが、平成26年の11月末までは減額をいたしまして支給しておりました。ただ、11月からその減額規定がございませんので、今は本則という形で支給をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この前期に引き続きこれからも減額をするようなことを続けるお考えがあるのかどうか、その点も含めて町長以下、誰に聞いたらいいですか、お願いします。

○議長（室田憲作君） 副町長、江良貢君。

○副町長（江良 貢君） ただいまのご質問にお答えします。

一応今回の予算の関係等々、臨時費等々でかなり削減と、町財政にとってかなり厳しい状況にあるということもあわせて、今3月の定例会に追加提案で削減の議案を提案したいというふうに考えております。

○議長（室田憲作君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（室田憲作君） 日程第15、議案第10号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） 議案説明の前に議案の差しかえについてご説明させていただきます。

議案の羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例の3枚目をお開きください。条例改正案の上段に連帯保証人第7条がございます。第7条の第2項中、後半部分に「他の1人は、親族以外で羽幌町内に居住し債務返済能力のある独立した生計を営む者」とありますが、この条文から「親族以外で」を削除し、「他の1人は、羽幌町内に居住し債務返済能力のある独立した生計を営む者」と訂正するため、差しかえるものとなっております。

理由といたしましては、貸し付け後の償還を主に考え改正をしたところですが、このような改正となりますと親族以外で連帯保証人を定めることというのが非常に困難で、奨学金制度の目的を考えたときに利用に支障を来す状況が想定されますことから、「親族以外で」を削除することとなっております。

それでは、続きましてただいま上程されました議案第10号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例につきまして提案理由とその内容を説明させていただきます。

羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

平成27年3月10日、羽幌町長。

提案の理由でございますが、当該基金に関する必要な事項を追加し、あわせて規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町奨学基金条例（昭和48年羽幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別に配付しております新旧対照表により内容を説明させていただきます。まず、表の左側に現行の貸付の停止等、第6条がございます。この第6条を貸与の申請及び決定等に改め、内容を変更いたします。

では、条文について朗読させていただきます。貸与の申請及び決定等、第6条、奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人2人を定め、規則に定めるところにより町長に申請するものとする。

第2項、町長は、前項の貸付け申請があつたときは、羽幌町教育委員会の意見を聴き、

貸付けの決定を行うものとする。

第3項、貸し付けの決定を受けた者（以下「奨学生」という。）は、規則で定めるところにより、貸与を受ける奨学資金の返還を誓約する書類その他町長が必要と認める書類（次項において「誓約書等」という。）を提出しなければならない。

第4項、町長は、奨学生が誓約書等を提出しないときは、第2項の規定による貸付けの決定を取り消すことができる。

次に、第6条の後に連帯保証人を規定しました第7条、貸付けの取消しを規定しました第8条を加えます。

連帯保証人、第7条、前条に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

第2項、連帯保証人のうち1人は、奨学生の親権者（子に対して親権を行う者。親権を行う者のないときは未成年後見人をいう。）とし、他の1人は、羽幌町内に居住し債務返済能力のある独立した生計を営む者とする。

第3項、連帯保証人が欠けたとき又は破産その他の事情によりその適性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

この第8条に先ほど改めました貸付の停止、第6条の現行の内容が盛り込まれております。

第7条、第8条が加わったことにより、現行の第7条が9条、第8条が第10条、第9条が第11条となります。

次に、届出の義務を規定しました第12条、報告の義務を規定しました第13条を加えます。

届出の義務、第12条、奨学生は、奨学生又はその連帯保証人の住所又は氏名の変更その他町長が別に定める事由が生じたときは、直ちに町長に届け出なければならない。

報告の義務、第13条、奨学生は、毎年度、町長が別に定めるところにより、修学状況を町長に報告しなければならない。

第12条、第13条が加わったことにより、現行の第10条が第14条となります。

以上をもちまして議案条文の朗読は省略させていただきます。

議案に戻りまして、附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第11号

○議長(室田憲作君) 日程第16、議案第11号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長(熊木良美君) ただいま上程されました議案第11号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年3月10日、羽幌町長。

介護保険法(平成9年法律第123号)の一部改正等により、第1号被保険者、65歳以上の方々を対象となります。保険料及び保険料率に関する基準等の改正並びに地方公共団体が行う介護予防・日常生活支援総合事業等の実施時期等を定めるため、改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料をごらんいただきたいと思います。この資料につきましては、左側に現行条文を、右側に改正案を改正箇所を下線を引いて表示しております。

資料1枚目、第7条の保険料率につきましては、期間を平成27年度から29年度までの3年間とし、平成27年4月1日から施行される政令に基づき課税や所得状況に応じた保険料率区分の細分化と各区分の金額を改正するものです。保険料率区分の細分化は、現在の7区分を統合、分割により1減3増の変更として9区分への改正であり、低所得層への配慮を含め、所得状況に基づく区分分けとなっております。

金額は、3年間を見据え、近年の実績、各推計値等の勘案により算出した全体の事業費を基礎とし、各区分の要件に基づいた介護保険料の額を設定しております。9区分のうち、5段階目の年額5万9,100円が基準額となりますが、従前の月額と比較し、約980円程度の増額となります。増額の理由といたしましては、1号保険者の負担率の変更、グループホームの増設、区分の細分化等の影響が反映された結果と考えております。

次に、資料1枚目、下段から2枚目にかけて、第9条について掲載しておりますが、字句の整理と保険料率区分の細分化に係る引用の変更となっております。

資料2枚目、下段、本文、附則への追加の改正を表示しております。内容は、法律の

改正に伴い、地域支援事業の実施に係る経過措置等の関係であります。

第7条第1項は、法第115条の45第1項の引用として、主に要介護状態等となることの予防または介護状態等の軽減、悪化防止に必要な事業を示していますが、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆるデイサービス及びヘルパー派遣等については、平成29年4月1日から行うとするものであります。

第2項は、法第115条の45第2項第4号の引用として、医師など専門的な知識者との連携推進。

第3項は、法第115条の45第2項第5号の引用として、予防介護状態等の軽減、悪化防止に係る体制整備。

第4項は、法第115条の45第2項第6号の引用として、保健師等による総合的な支援についてそれぞれ記載しておりますが、第2項から第4項はいずれも平成30年4月1日から行うものであります。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

保険料率に関する経過措置、第2条、改正後の羽幌町介護保険条例第7条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料率から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第12号

○議長（室田憲作君） 日程第17、議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年3月10日、羽幌町長。

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正に伴い、有料老人ホームの法定代理受領に関する取り扱いと予防事業に関する基準の一部が変更となるため、改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料をごらんいただきたいと思っております。羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。掲載形態は、さきの条例改正と同様になっております。

資料1枚目、第8条第2項における法律の引用部分、資料2枚目、第150条の記録の整備に関し、第2項第9号における法定代理受領に係る書類の取り扱いの部分、第153条では従業員の員数を規定しておりますが、第13項の事業所事項に係る文言削除による整理となっております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 羽幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第16号

○議長（室田憲作君） 日程第18、議案第16号 保育の実施に関する条例を廃止す

る条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第16号 保育の実施に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行に伴い、本条例にて規定していた基準が内閣府令（平成26年6月9日内閣府令第44号）により一元的に定められたことから廃止するものであります。

条文を朗読いたします。保育の実施に関する条例を廃止する条例。

保育の実施に関する条例（昭和62年羽幌町条例第3号）は廃止する。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第16号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 保育の実施に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第17号

○議長（室田憲作君） 日程第19、議案第17号 羽幌町在宅介護支援センター設置



及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、熊木良美君。

○福祉課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第17号 羽幌町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年3月10日、羽幌町長。

在宅介護支援センターの機能を地域包括支援センターに統合することとしたため、廃止しようとするものであります。

在宅介護支援センターは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）の施行に伴い規定されたものであります。介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正され、市町村での条例で地域包括支援センターの設置基準等を定めることとなったことから、在宅介護支援センターが行っていた高齢者への介護予防指導等の事業を地域包括ケアの中核機関と位置づけられる地域包括支援センターが担おうとする整理によるものであります。

条文を朗読いたします。羽幌町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

羽幌町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例（平成12年羽幌町条例第17号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

以上あります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第17号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 羽幌町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第18号

○議長（室田憲作君） 日程第20、議案第18号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦

課基準並びにその徴収の時期及び方法についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業課長、鈴木繁君。

○産業課長（鈴木 繁君） ただいま上程されました議案第18号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について、提案理由の説明と内容の説明を申し上げます。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

羽幌町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法を定めたので、羽幌町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の承認を求めます。

事業の名称、農地災害復旧事業。

施行場所、上築地区。

経費の賦課基準、事業費の50%以内を受益者に賦課するものとする。

4、徴収の時期、工事に着手した日の翌日から平成28年3月31日までの間。

5、徴収の方法、金銭とし、羽幌町税条例の例による。

農地災害復旧事業の施行に当たり、経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法を定めるものでございますので、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第18号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 羽幌町営土地改良事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法については原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第19号～議案第24号

○議長（室田憲作君） 日程第21、議案第19号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算（第13号）、日程第22、議案第20号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第23、議案第21号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第22号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第25、議案第23号 平成26年

度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議案第24号 平成26年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億5,149万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,459万9,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了など執行による減額補正が主なものでありますが、まず歳出においてその主なものを申し上げます。2款総務費、企画費においてまちづくり事業基金積立金73万5,000円の増額は、入湯税及び寄附金等の積み立てでございます。同じくまちづくり応援基金積立金188万円の増額は、まちづくりのために収受した寄附金の積み立てでございます。

同じく北海道知事、議会議員選挙費において電算システム改修委託料51万6,000円の補正は、選挙事務に使用するシステム関連機器及びOS移行経費の増額でございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において扶助費566万9,000円の増加内訳を申し上げます。まず、障がい福祉サービス扶助費296万3,000円の増額は、国の報酬単価増や放課後デイサービス利用者増に伴うもの。自立支援医療費の更生医療191万円の増額は、人工透析患者の増によるもの。補装具費43万3,000円の増加は、補装具の増によるもの。地域生活支援事業費36万3,000円は、たん吸入器等の支給が増加したところによるものでございます。

次に、7款商工費、商工振興費において中小企業振興資金利子補給事業174万1,000円の増額は、特別融資制度の資金利用に伴う利子補給枠の増加でございます。

同じく観光費においていきいき交流センター改修等実施設計業務委託料358万6,000円の補正は、地下ピット内配管改修実施設計業務の増加でございます。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。10款地方交付税において普通地方交付税6,507万5,000円の増額は、普通地方交付税の交付額決定による増額でございます。

16款財産収入において町有地売払収入217万3,000円の増額は、住宅用地として売り払いをしている町有地1区画分等の売払収入でございます。

18款繰入金において財政調整基金繰入金1億3,917万2,000円と20款諸収入において備荒資金組合納付金還付金1億円の減額は、収支見込みから減額するものでございます。

次に、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、それぞれの事業

の確定による減額及び増額などがございます。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,114万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,831万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款保険給付費において退職被保険者等療養諸費1,200万円の減額は、療養費の執行見込みによる減額でございます。

7款共同事業拠出金において高額医療費共同事業医療費拠出金409万7,000円の減額と保険財政共同安定化事業拠出金527万7,000円の減額は、拠出金の確定に伴う補正でございます。

8款保健事業費において臨時職員費43万7,000円の減額は、臨時保健師の雇用がなかったことによるものでございます。

9款諸支出金において過年度分調整交付金返還金67万円の増額は、療養給付費の確定に伴う返還金でございます。

歳入では、ただいま説明しました各事業の確定に伴う減額及び増額が主なものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ252万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,268万8,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において事務費負担金95万7,000円の減額と療養給付費負担金156万6,000円の減額は、負担金確定に伴うものでございます。

歳入は、歳出に伴う繰入金を減額するものでございます。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ540万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,912万2,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、保険事業勘定の歳出で1款総務費において介護システム負担金81万円の補正は、制度改正に伴うシステム改修分として電算共同化推進協議会に支払う負担金ですが、対象経費の2分の1は国庫補助となっております。

2款保険給付費において介護サービス等給付費590万円の増額は、給付費の増加及び高額介護支援サービス費の減少見込みによるもので、歳入につきましては保険給付費の増減分に応じた国や道負担金、一般会計繰入金等を見込んでいます。

次に、6款基金積立金において介護給付費等準備基金積立金313万6,000円の補正は、介護給付費の増加に伴う国庫負担金の確定による余剰金を積み立てるものでございます。

サービス事業勘定の歳出で2款事業費において居宅介護支援事業費286万3,00

0円の減額は、介護支援専門員配置事業において雇用対象者がいなかったことによるものでございます。

歳入につきましては、歳出の減額分に応じた一般会計繰入金等を減額するものでございます。

同じくデイサービスセンター整備事業費において車両購入費補助金157万4,000円の減額は、補助金精算に伴う執行残の減額でございます。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ12万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,955万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において12万8,000円の増額は、給与及び時間外勤務手当の増加に伴うもので、歳入につきましては前年度繰越金を充てております。

次に、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出について、人事院勧告に基づく給与制度改革に伴い、営業費用66万円を増額補正し、予算の総額を2億3,066万円とするものでございます。

なお、資本的収支については補正はございません。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明申し上げます。

一般会計、25ページの歳出からご説明をいたします。1款議会費において294万5,000円の減額は、議員辞職による減額で、内訳は報酬等記載のとおりとなっております。

26ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において留萌地域戸籍業務電算共同化事業負担金111万5,000円の減額は、事業確定に伴う負担金の減額でございます。

同じく財産管理費において公共施設マネジメント計画策定業務委託125万1,000円の減額は、委託業務内容精査による執行残の減額でございます。この事業は、3年間の継続費ですので、5ページに記載されている継続費補正のとおり変更するものとなっております。次に、町有施設解体業務委託料401万9,000円の減額は、入札の執行残でございます。町有施設下水道接続工事請負費57万7,000円の減額は、入札執行残による減額でございます。財政調整基金積立金4万4,000円の補正は、基金運用益を積み立てるものでございます。

27ページの企画費において特別旅費40万円の減額は、アイランダー参加旅費や地域おこし協力隊事業の執行残による減額でございます。留萌地域電算共同化推進協議会

負担金68万7,000円の減額は、運営経費の前年度繰越金の調整による減額でございます。離島活性化事業補助金296万3,000円の減額は、魚介類等の送料を補助する事業の執行残による減額でございます。環境配慮型設備等導入促進事業費補助金145万円の減額は、小型風力発電などの再生可能エネルギーと導入補助の執行残による減額でございます。

28ページをお開き願います。自治振興費において害虫等駆除委託料30万円の減額は、スズメバチ駆除について委託から直営で行ったことによる減額でございます。離島航路事業運営補助金129万円の減額は、離島航路欠損補助金の経営改善カット分を予算措置しておりましたが、標準収支率を上回り、未執行となったことから減額するものでございます。地方バス路線車両購入費補助金18万3,000円の減額は、車両購入補助実績に伴う執行残による減額でございます。離島航路利用促進事業補助金158万1,000円の減額は、運賃割引事業により利用が促進され、補助が不要となったため減額するものでございます。交通対策事業基金積立金2万5,000円の補正は、基金運用益を積み立てるものでございます。

29ページの戸籍住民基本台帳費において、通信運搬費7万2,000円と行政サービスコーナー賃借料31万6,000円の減額は、事業の未実施に伴うものでございます。

30ページをお開き願います。3款民生費、社会福祉費において保育士嘱託報酬80万6,000円の減額と講師謝礼金13万6,000円の減額、除雪委託料12万9,000円の減額は、いずれも実績に基づく執行残でございます。臨時福祉給付金2,055万円の減額は、対象者の見込み減により執行残を減額するもので、歳入については国庫補助金を減額するものでございます。31ページの地域福祉基金積立金23万5,000円の補正は、福祉目的の寄附金を積み立てるものでございます。同じく国民健康保険事業特別会計繰出金632万円の減額は、保険料軽減分を補填する保険基盤安定負担金の減額が主なものでございます。

32ページをお開き願います。介護福祉費において老人福祉施設措置費231万1,000円の減額は、措置対象者の減少によるものでございます。介護保険事業特別会計繰出金149万1,000円の減額は、介護支援専門員の雇用ができなかったことによる減額が主なものでございます。

後期高齢者医療費において後期高齢者医療特別会計繰出金252万3,000円の減額は、保険料軽減分を補填する保険基盤安定分と事務費分の減額に伴うものでございます。

33ページの児童福祉費において子育て世帯臨時特例給付金155万円の減額は、対象者の見込み減により執行残を減額するもので、歳入については国庫補助金を減額するものでございます。

同じく常設保育所費において1,079万8,000円の減額は、園児の減少により

臨時保育士賃金 879万5,000円と普通旅費 10万7,000円、賄い材料費 118万2,000円を減額するものと広域入所実績委託料 71万4,000円の執行残を減額するものでございます。

34ページをお開き願います。児童措置費において扶助費 622万5,000円の減額は、それぞれの事業完了による執行残を減額するものでございます。

35ページの4款衛生費、保健衛生費において629万5,000円の減額は、それぞれの事業完了による執行残を減額するものでございます。

36ページをお開き願います。健康センター運営費において妊婦・乳幼児健康診査扶助費 286万8,000円の減額は、事業完了による執行残を減額するものでございます。保健事業等国庫補助金返還金 15万4,000円の補正は、がん検診推進事業の国庫補助金精算に伴う返還金でございます。

同じく環境衛生費において天売火葬場管理人報酬 38万8,000円の減額は、管理人不在によるものでございます。

37ページのじんかい処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金 1,893万5,000円の減額は、入札執行残による歳出減と前年度繰越金や処理手数料等歳入の増加に伴い構成市町村負担金が減額となったものでございます。羽幌産業廃棄物埋立処理場適正化事業補助金 108万円の減額は、事業実績が下回ったことによる補助の減額でございます。

38ページをお開き願います。6款農林水産業費、農業委員会費において費用弁償 18万9,000円の減額は、農業委員の費用弁償を実績により減額するものでございます。農地情報管理システム整備委託料 78万8,000円の減額は、システム委託料の執行残を減額するものでございます。

同じく農業振興費において有害駆除委託料 104万円の減額は、ヒグマ出没情報がなく、駆除業務の減少に伴う執行残を減額するものでございます。環境保全型直接支払交付金 66万7,000円の減額は、交付金の対象面積減少に伴う執行残を減額するものでございます。

39ページの畜産業費において116万円の減額は、焼尻めん羊関連事業においてそれぞれの執行残を減額するものでございます。

40ページをお開き願います。農地費において農地整備事業補助金 30万円の減額は、道営事業としての事業内容精査による減額でございます。

同じく地積調査費において地籍調査委託料 562万9,000円の減額は、道予算の関連から執行残が減額となるものでございます。

41ページの町有林費において草刈り委託料 57万3,000円の減額は、林道及び作業道の草刈りについて他の工事関連で作業が実施されたことから減額するものでございます。

42ページをお開き願います。7款商工費、商工振興費において商業複合施設管理人

報酬121万5,000円の減額は、管理人が配置できなかったことによる減額でございます。建物購入費2,800万円の減額は、建物購入価格の減額によるものでございます。地域消費活性化事業補助金10万2,000円の減額は、プレミアム商品券発行実績による減額で、雇用促進助成金36万円の減額は助成実績に伴う執行残の減額でございます。

43ページの観光費においてサンセットビーチ管理委託料41万6,000円の減額は、管理委託実績による減額でございますが、この上段のいきいき交流センター改修等実施設計業務委託料は町長から説明をいたしました。繰越明許により実施する事業でございます。リバーサイド施設改修工事請負費326万8,000円の減額は、床下暖房用配管取りかえ工事の執行残による減額でございます。観光協会支部事業補助金108万6,000円の減額と文化スポーツ振興事業補助金38万2,000円の減額、天売島観光産業支援事業補助金37万7,000円の減額は、いずれも事業完了に伴う補助実績の減額でございます。

44ページをお開き願います。8款土木費、道路維持費において自動車購入費62万6,000円の減額は、道路管理パトロール車の入札残の減額でございます。除雪機械等購入費3,827万5,000円の減額は、予算措置した除雪車両2台のうち交付金決定が1台のため減額するものでございます。

同じく道路新設改良費において道路整備工事請負費286万5,000円の減額は、事業完了による執行残の減額でございます。

45ページの河川管理費において河川整備工事請負費362万9,000円の減額は、入札執行残による減額でございます。

同じく港湾建設費において国直轄港湾整備事業負担金2,374万円の減額は、国の予算関連に伴う減額でございます。

46ページをお開き願います。同じく住宅建設費において公営住宅建設工事請負費505万3,000円の減額は、事業完了によるものでございます。

9款消防費において北留萌消防組合負担金2,469万9,000円の減額は、デジタル無線工事や消防ポンプ自動車購入等の減額及び前年度繰越金の増額等に伴う負担金の減額でございます。

47ページの10款教育費、事務局費において学校教育指導員報酬148万6,000円の減額は、指導員の任用がなかったことに伴う減額でございます。英語指導助手報酬13万8,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

48ページをお開き願います。学校管理費において燃料費250万円の減額は、燃料価格下落による執行残の減額でございます。羽幌小学校改築調査委託料50万円の減額は、入札執行残の減額でございます。

同じく教育振興費において要保護、準要保護児童学用品就学援助費35万1,000円の減額と準要保護児童給食扶助費31万円の減額は、実績による執行残の減額ござ



います。

49ページの学校管理費において燃料費150万円の減額は、燃料価格下落による執行残の減額でございます。中体連参加補助費183万3,000円の減額は、全道大会参加実績による執行残の減額でございます。

教育振興費において要保護、準要保護生徒学用品就学援助費72万8,000円の減額と準要保護生徒給食扶助費41万4,000円の減額は、実績による執行残の減額でございます。

50ページをお開き願います。高等学校の教育振興費において賄い材料費13万円の減額は、在籍生徒数の減少による夜食の執行残による減額でございます。

学校保健衛生費において教職員人間ドック負担金13万2,000円の減額は、ドック受診者数が少なかったことによるものでございます。

51ページの学校給食費において調理員嘱託報酬58万3,000円の減額と手数料73万8,000円の減額、調理機器取りかえ業務委託料300万円の減額、給食センター整備工事請負費100万円の減額は、実績及び事業完了に伴う執行残の減額でございます。

52ページをお開き願います。11款災害復旧費において農業用施設災害復旧工事請負費173万円の減額は、事業内容の精査による減額でございます。

同じく林業用施設災害復旧工事請負費14万2,000円の補正は、労務単価の上昇により事業費が増加したことによる増額で、これら災害復旧関連事業は事業決定がおくられたことから繰越明許により実施することとしております。

53ページの12款公債費において利子償還金316万円の減額は、利子償還金の確定に伴うものでございます。

次のページにつきましては、給与費明細書の状況でございます。ごらんをいただきまして説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容でございますが、国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては町長からの提案理由説明をもって私からの説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

#### ◎会議時間の延長

○議長（室田憲作君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

◎議案第19号～議案第24号(続行)

○議長(室田憲作君) 引き続き会議を行います。

これから議案第19号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第13号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成26年度羽幌町一般会計補正予算(第13号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第3

号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成26年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成26年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第15号、議案第25号～議案第32号

○議長(室田憲作君) 日程第27、議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例、日程第28、議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、日程第29、議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、日程第30、議案第25号 平成27年度羽幌町一般会計予算、日程第31、議案第26号 平成27年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第32、議案第27号 平成27年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第33、議案第28号 平成27年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第34、議案第29号 平成27年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第35、議案第30号 平成27年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第36、議案第31号 平成27年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第37、議案第32号 平成27年度羽幌町水道事業会計予算、以上11件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めるとします。

日程第27、議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

産業課長、鈴木繁君。

○産業課長(鈴木 繁君) ただいま上程されました議案第13号 羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由と内容についてご説明申し上げます。

平成27年3月10日、羽幌町長。

提案理由でございますが、町外から進出し、離島観光振興に寄与する事業者に対し支

援策を拡充し、離島地区の活性化を推進するため、改正しようとするものであります。

改正内容であります。新たに離島地区で観光に関する事業を行おうとする者に対し、設備の新設に係る費用に補助を行うものであります。新設経費500万円以上のものを対象とし、当該費用の2分の1を補助するものであります。なお、補助金の上限額は1,000万円であります。

以下、改正条文を読み上げます。羽幌町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

羽幌町企業振興促進条例（平成26年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の次に1号を加える。

（4） 離島観光事業者が行う設備の新設事業。

第11条の次に1項を加える。

5 第1項第4号の規定による補助の対象及び補助金の額は、設備の新設に係る費用が500万円以上のものを対象とし、当該費用に2分の1を乗じて得た金額の補助金を交付することができる。ただし、その額が1,000万円を超えるときは1,000万円を限度とする。

附則、この条例は、平成27年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 日程第28、議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました議案第14号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、下水道終末処理場羽幌浄化センターを活用し、し尿、汚泥受け入れ前処理施設を設置する汚水処理施設共同整備事業、いわゆるミックス事業の採択によりまして、水洗化向上に向けた補助金の対象者範囲の拡大や補助金を拡大した補助制度の改定を平成24年度から3年間の期限つき措置で実施していた現行助成制度でございますが、供用開始までにさらなる水洗化率の向上を目指し、その実施期間を1年間延長するため改正しようとするものであります。

それでは、改正条文を朗読いたします。羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例（平成14年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 日程第29、議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました議案第15号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成27年3月10日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、議案第14号の羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部改正する条例と同様に水洗化率向上に向けた貸付対象者を拡大した貸付制度の改定を平成24年度から3年間の期限つき措置で実施していた現行貸付制度でございますが、供用開始までにさらなる水洗化率の向上を目指し、その実施期間を1年間延長するため改正しようとするものであります。

それでは、改正条文を朗読いたします。羽幌町水洗便所改造等補助金貸付条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例（平成14年羽幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 次に、日程第30、議案第25号、日程第31、議案第26号、日程第32、議案第27号、日程第33、議案第28号、日程第34、議案第29号、日程第35、議案第30号、日程第36、議案第31号、日程第37、議案第32号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成27年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済は、急速な高齢化を背景とする社会保障費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、財政状況は極めて厳しい状況にあります。このような状況の中、国の平成27年度予算につきましては、昨年12月27日に閣議決定され、本年2月12日国会に提出されました。その予算編成に当たり、基本的な考えとして、若者が未来に夢や希望を持つことができる魅力あふれるまちづくり、人づくり、仕事づくりを進めることにより、元気で豊かな地方の創生に全力を挙げること、また強い経済の実現による税収増加、徹底的な歳出削減により経済再生が財政健全化を促すことが示されております。このような考えのもと、まち・ひと・しごと創生事業として1兆円が予算化されております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は8兆5千2億700億円で、前年度対比1兆9,093億円、2.3%の増となっており、地方交付税は1兆6千754.8億円で前年度対比1,307億円、0.8%の減少で、地方交付税の振りかえ措置として臨時財政対策債は4兆5,250億円で、前年度対比1兆702億円、19.1%の減少となっております。臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は2兆1千279.8億円で、前年度対比1兆2,009億円、5.3%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税の一般財源総額は6兆1千548.5億円となり、前年度対比1兆1,908億円、2.0%の増加となっております。このような国の動向を踏まえた上で、羽幌町の予算編成に当たりましては、これまでの取り組みや成果等を踏まえた事業を推進していくことはもとより、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画の実現を念頭に置いたものとしております。また、まちづくりを進めていく上でのさまざまな課題や新たな行政需要への対応など、情勢の変化を的確かつ迅速に対応しながら計画を着実に推進するとともに、徹底した行財政改革により持続可能な財政運営を行うために次の考え方にに基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳入については、根幹をなす地方交付税の減少や消費税の増税が見送られたことから、これらを考慮して減収を見込んでおります。また、自主財源である町税は、固定資産税の評価がえや経済情勢を考慮しながら、適正な滞納対策による徴収率の向上を図り、確実な収入を見込むものであります。また、後年度への財政負担を伴う町債の借り入れは有利な起債を優先し、事業内容に応じて借り入れの判断を慎重にしたところがございます。さらに、基金繰り入れについては、中長期的な収支見通しから過度な依存を避け、繰り入れを行っております。

次に、歳出についてですが、1点目は徹底した行財政改革であり、事業の廃止や縮小、凍結などを図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することです。2点目は、今後の計画が予定されている公共施設マネジメント計画策定までの公共施設の維持管理費について長寿命化計画や将来を見据えた効率的な管理により施設運営を図るとともに、緊急性、必要性、優先度を見きわめ、適切に予算反映させることです。3点目は、普通建設事業費の抑制であり、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう重要性、緊急性を考慮しながら総額を抑制するものであります。4点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の見直しによる財源確保を図りながら、地域の自主性と特色を生かした事業を積極的に推進するものであります。5点目には、町民の声、現場の声、住民ニーズへの対応であり、さまざまな機会での要望について、その効果や必要性を十分精査した上で予算に反映させるものであります。6点目は、予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、意思決定の過程をわかりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計の予算の概要について申し上げます。

す。予算の状況ですが、一般会計61億4,000万円と6つの特別会計を合わせた予算の総額は96億5,210万円で、前年度対比6億1,510万円、6.8%の増加となっております。

次に、歳入予算の主な状況ですが、地方譲与税等で1億5,603万1,000円、前年度対比3,290万1,000円、17.4%の減少は、地方消費税交付金の減少が主な要因でございます。地方交付税は30億1,357万6,000円、前年度対比3,915万円、1.3%の減少を見込んでおります。繰入金は3億4,300万5,000円、前年度対比1億299万8,000円、23.1%の減少は、減債基金及び財政調整基金の減少によるものでございます。

歳出予算の状況では、経常費は総額44億3,203万3,000円、前年度対比233万2,000円、0.1%の増加で、臨時費では総額17億796万7,000円、前年度対比3,233万2,000円、1.9%の減少となっており、合計では3,000万円、0.5%の減少となったものでございます。

次に、27年度の主な事業について何点かご説明申し上げます。地方振興対策では、まちづくり応援寄附金返礼事業として、寄附をいただいた方に羽幌町の特産品などをお礼として贈呈し、財源の確保を図りながら羽幌町の魅力を全国に発信します。防災関連では、消防救急無線のデジタル化完了と地方防災計画策定等業務委託を行い、火災防衛活動や防災対策への対応を充実させます。子育て支援対策としては、新制度での認定こども園給付事業を予定し、医療対策としては医師確保対策や姉妹都市でのPR事業、助産師、看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指します。高齢者及び障がい者対策としては、成年後見利用支援事業の実施により体制整備を図ります。生活環境では、産業廃棄物埋立処理場施設に向けて町として事業計画書作成業務などを行い、2年計画の汚水処理施設共同整備事業は本年度完成予定で、生活環境の改善を図ります。道路関連では、路面調査や標識などの道路附属物の点検を行う道路ストック事業に取り組みます。環境対策としては、再生可能エネルギー導入による低炭素社会を目指す羽幌町エコアイランド構想を推進し、環境配慮型設備の導入促進を図ります。次に、産業振興でございますが、商工業においては全面的に見直した企業振興促進条例の普及促進を図り、農業振興としては環境保全型農業や後継者対策事業を継続して推進します。林業においては、森林の適正な管理を図るため、町有林整備事業や民有林除間伐奨励事業を継続し、畜産業においては焼尻めん羊牧場の施設や機械整備を行い、生産性の向上を図ります。水産業においては、新規就業者対策や離島漁業再生支援事業を継続します。観光においては、観光協会への補助を継続し、イベント開催による集客や各種媒体によるPRを図るほか、合宿誘致事業も参加しやすい条件整備を行い、参加団体の増加を図ります。教育関連では、羽幌小学校改築事業に着手し、給食センターにおいては計画的な整備事業として、屋上防水改修や設備更新を行います。そのほか多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。



以上で一般会計を終わらせていただきまして、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算の総額は12億9,400万円で、前年度対比1億2,100万円、10.3%の増加となっております。これは、保険者間の保険料平準化を図るための保険財政共同安定化事業交付金の改正が予定されており、その増加が主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億1,820万円で、前年度対比680万円、5.4%の減少となっております。これは、後期高齢者医療広域連合負担金が減少したことが主な要因でございます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億5,710万円で、前年度対比8,710万円、9%の増加となっております。これは、保険事業勘定の保険給付費において介護サービス等給付費9,295万円の増加が主な要因でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は9億7,200万円で、前年度対比4億3,400万円、80.7%の増加となっております。これは、事業費で汚水処理施設共同整備事業工事委託料の増加が主な要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,530万円で、前年度対比530万円、13.3%増加となっておりますが、焼尻排水管布設がえ工事の増加が主な要因でございます。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は2,550万円で、前年度対比450万円、21.4%の増加となっております。これは、港湾施設費において本年予定している焼尻旅客上屋トイレ改修事業で配管延長が長いことや建設工事費の上昇等が増加の主な要因でございます。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,441戸、年間総給水量は93万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,667万8,000円など、水道事業収益総額2億4,500万円に対し、支出では浄水場運転管理委託料など原水及び浄水費に5,300万5,000円、量水器取りかえ工事など配水及び給水費に4,582万7,000円、人件費等内部管理経費を計上する総務費に3,509万2,000円、減価償却費に5,834万1,000円、企業債利息に1,746万5,000円など、水道事業費用総額は2億2,400万円を予定した結果、収支差し引き2,100万円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に1,012万円、企業債償還金に5,202万2,000円で総額6,214万2,000円となりますことから、予定収入がありませんので、全額を損益勘定留保資金により補填しようとするものでございます。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存でございます。

以上が平成27年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計予算の概要でございます。

すが、今後の財政状況につきましては、将来の人口推計を踏まえた地方人口ビジョンや地方の雇用創出や時代に合った地域づくりを目指し、地方版総合戦略の策定を図りながら、公営住宅や橋梁、都市公園の長寿化計画の推進、さらには公共施設マネジメント計画策定に向けた取り組みを推し進めるとともに、行政の果たすべき役割を確認しながら事業の緊急性や重要性、効率性を考慮し、行政コストの適正化に取り組み、将来にわたり健全な財政運営が堅持できるよう努めてまいりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で平成27年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） 以上で予算並びに予算関連議案の提案理由の説明を終わります。

#### ◎発議第1号

○議長（室田憲作君） 日程第38、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、平成27年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時22分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に2番、金木直文君、副委員長に6番、磯野直君と決定したので、報告いたします。

#### ◎休会の議決

○議長（室田憲作君） お諮りします。

各会計予算特別委員会の予算審議のため、これから3月13日の各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、これから3月13日の各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(室田憲作君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 4時23分)